

成果物

アカウンタビリティの世界的潮流

-市民セクターの信頼と責任-

日時： 2007 年 11 月 16 日(金)

東京会場： 国際協力総合研修所(市谷)

兵庫会場： 国際協力機構兵庫国際センター

主 催： 外務省

運 営： (特活) 国際協力NGOセンター(JANIC)

(特活) 関西 NGO 協議会

資料提供： シーズ＝市民活動をささえる制度をつくる会

(資料編集： 轟木洋子、英文書仮訳： 丸山和子・轟木洋子)

目 次

1. アカウンタビリティをめぐる米国NPO年表 ---- P3
2. アカウンタビリティをめぐる日本のNPOの問題点 ---- P6
3. 米国「Panel on the Nonprofit Sector(Nonprofit Panel)」の動き ---- P9
4. 上院財務委員会調査主任顧問ディーン・ザービー氏インタビュー - P11
5. Panel on the Nonprofit Sector 最終報告書 要旨 ---- P13
6. 事例① スタンダード・フォー・エクセレンス ---- P19
7. 事例② サーベンス・オックスレイ法と非営利組織との関連 ---- P26
8. 事例③ カリフォルニア州 2004年 NPO誠実(インテグリティ)法 P35
9. 事例④ A Donor Bill of Rights 「寄附者の権利宣言」 ---- P42
10. 事例⑤ ガイドスター / GuideStar.org ---- P43
11. 事例⑥ NPO格付け チャリティ・ナビゲーター/Charity Navigator - P45
12. 事例⑦ NPO格付け BBB Wise Giving Alliance/ Give.org ---- P46
13. 事例⑧ NPO格付け American Institute of Philanthropy ---- P47
14. 新聞記事（参考） ---- P48

1. アカウンタビリティをめぐる米国NPO年表

年	出来事
1894	連邦法人税の課税が始まる。NPOに関しては、全所得に関して免税措置（収益事業所得を含む）。ただし、翌年、この法律は違憲判決が出て廃止。
1913	連邦所得税が復活。NPOに関する免税措置も復活。NPOへの寄付税制もスタート。
1918	National Charities Information Bureau(NCIB) 設立。 (2001年に Philanthropic Advisory Service of the Council of Better Business Bureaus (PAS-CBBB)と合併して BBB Wise Giving Alliance に)
1919	連邦議会が、企業の寄附金控除を認めない決定を行う。
1934	免税団体に対して政治活動を一定禁止する規定をおかれる。
1936	企業からNPOへの寄附金が所得控除になる。税引き前利益の5%まで。
1943	NPOに対する納税申告が義務づけられる。(それまでは無申告) NPOが収益事業を活発化させ、企業との競合が問題になってきたことが背景にある。
1950年代 ～60年代	朝鮮戦争等により企業に課税が強化されたこともあり、財団の設立が急増する。企業寄付も増加。
1950	NPOの非関連事業（本来目的とは異なる事業）の所得に通常の法人税並の課税をする税法改正。それまでは、実質的に営利目的と思われる活動は、免税資格の剥奪を行っていたが、課税をすることにより解決を図る。 NPOの自己取引の一部禁止。
1953	A. P. スミス社判決。最高裁は、「企業が事業目的と関係ないフィランソロピー活動に寄付することは合法」と判断。
1960年代	財団活動への不信感が増大。62年「財団の不正に関する調査委員会」（ピーターソン／パットマン委員会）が議会内に設置。
1969	米国のNPO税制大改正
1971	AAA（米国会計学会）が「非営利組織体の会計実務委員会報告」を発表。非営利組織体の会計に関する研究が本格化。
1974	Philanthropic Advisory Service of the Council of Better Business Bureaus (PAS-CBBB) が設立
1976	National Committee for Responsive Philanthropy（責任あるフィランソロピーのための全国協議会）設立
1977	FASB（米国財務会計基準審議会）が、非営利組織に関する会計基準に関する調査を開始。
1978	FASBがハーバード大学のアンソニー博士に非営利組織に会計基準について諮問。「非営利組織体の財務会計に関する調査報告書」（通称「アンソニーレポート」）を公表。

1981	レーガン大統領による経済復興税法で、企業の損金参入限度額が所得の10%まで拡大。
1988	Board Source (旧 National Center for Nonprofit Board) 設立。
1991	IS (Independent Sector) が、「倫理と米国のボランティアとフィランソロピーコミュニティ」と題するNPOの倫理基準を発表 (1993年に追補版が発表)。しかし、ほとんど使われなかった。
1992	United Way of America (UWA) のスキャンダル起こる。(CEOが資金不正利用で有罪判決)
	InterAction が PVO 基準を作成。
	AIP (American Institute of Philanthropy) 設立。
1993	FASB が「財務会計基準書 (SFAS) 116 号 (寄付に関する基準)」「財務会計基準書 117 号 (非営利組織体の財務諸表の体系)」を発表。米国のNPOの会計基準の概要が定まる。
	「寄付者の権利宣言」が9つの大きなNPO連合会から発表される。
1994	Philanthropic Research, Inc.が設立。NPOの情報をホームページで一括して公開する「ガイドスター」プロジェクトを始める。
	教育支援協議会 (Council for Advancement and Support of Education) が、約 3000 の加盟教育機関に対して、統一した報告をするキャンペーン開始。標準フォーマットを発表。
1995	「The Accountable Non-Profit Organization (NPOの説明責任に関する基準)」が、Association of Fundraising Professionals (ファンドレイザー専門職協会) によって発表される。
1996	税法改正で、理事の過剰報酬や自己取引等への規制である「中間制裁制度 (Intermediate Sanction)」が導入される。(理事が課題な報酬を受けていた場合、もらいすぎた報酬額に25%の税金を課すと同時に一定期間内にもらいすぎた報酬額を法人に返還する。しない場合は、さらに200%の規制税が課される)
1997	チャイルドスポンサーシップを実施している国際協力団体の資金使途がシカゴ・トリビューンやその他のマスメディアで問題として大きく取り上げられる。
1999	Omnibus Consolidated and Emergency Supplemental Appropriations Act 1999 施行。 → Form990 をホームページで公開したり、第三者から要求されたら開示するようNPOに求める内容。NPOのホームページでの情報公開が進む。
2002	7月、エンロン事件、ワールドコム事件を契機に、サーベンス・オックスレー法 (SOX 法) が施行。 → 経営者と監督者とを分離させ、会社のガバナンスを強化することと市場に開示される情報の真実性を確保することを目的とする 9.11 同時多発テロにおける寄附金の使途が問題となる。とりわけ赤十字が批判

	の対象に。(寄付者は、被害者に寄附金が行くと考えていたが、実際はそうでなかったため、批判続出)
2003	大手NPOである Nature Conservancy のスキャンダルをワシントン・ポストやニューヨーク・タイムズが記事に。(寄贈された土地等を役員等に格安で取引等)
2004	6月、連邦上院財務委員会スタッフが「免税団体に関する改革提案についての討議草案」を発表。広く意見を求める。
	7月、連邦上院財務委員会で公聴会開催
	8月、IRSが2000の大規模NPOに対して調査をすると発表。
	9月、上院財務委員会が、Independent Sector に書簡を送り、討議草案に対してNPO側の意見を集約するよう要請。
	10月、Independent Sector が呼びかけて、Non-profit Panel が結成される。
2005	1月、カリフォルニア州で「2004年NPO誠実法」が施行される。
	3月、Nonprofit Panel の中間報告提出
	6月、Nonprofit Panel の最終報告書提出。多くのNPOが支持の署名をする。
	8月29日、ハリケーン・カトリーナが米国南部に多大な被害をもたらす。政府の対応の遅れと、NPOの活動が注目される。ブッシュ大統領やクリントン元大統領がNPOへの寄付を呼びかけ。
2006	4月、Nonprofit Panel が追加報告書を提出
	8月、チャリティ関係の改革を含む年金改革法案にブッシュ大統領が署名。Nonprofit Panel の要望の多くが反映される結果に。
	Nonprofit Panel が、34名の委員からなる Advisory Committee on Self-Regulation of the Charitable Sector (チャリティセクターの自己規制に係る諮問委員会) を結成。NPOの倫理基準である「原則」の草案を公表。
2007	1月、Nonprofit Panel の「原則」に対して125の意見が集まる。
	3月、Nonprofit Panel、意見を反映した改訂版「原則」を公表。意見を募集。
	秋、最終版「原則」(Principles for Facilitating Legal Compliance & Public Disclosure) が完成予定。

2. アカウンタビリティをめぐる日本のNPOの問題点

ー NPOの信頼性を揺るがせている事象

種類	NPO法を利用して犯罪行為を行なう
概要	・ 暴力団によるNPO法人制度を利用したの恐喝等。肩書きの利用や隠れ蓑としての利用。 ・ 詐欺。市民をだます目的でNPO法人を隠れ蓑に利用。 ・ NPO法人ではないにもかかわらず、NPO法人を騙って、もしくはそれに近い形で、詐欺等を行なう。 ・ 無認可で産業廃棄物処理等の事業を行なう。
ポイント	・ 政府の認証を信用保証に使う。 ・ NPO法人の社会的な良い評価を悪用する。
事例	やまびこ会

種類	NPO法を利用して営利活動を行なう。
概要	・ NPO法人ではあるが、実質的に営利事業となんら変わらない事業を行なっている。 ・ 企業等がNPO法人を作って営業活動などの部門を担わせる。 (一種の自己取引) ・ 収益事業部門が過大である。 ・ 役員報酬などで、利益の分配を行なっている。
ポイント	・ NPO法人の設立のしやすさと社会的な良い評価を利用。 ・ NPO法人への誤解からくる場合も(資本金なしで作れる企業である等)
事例	コンサルティング会社が外務省から補助金を得るために国際協力のNPO法人を別途つくる。

種類	NPO法人を行政が利用する
概要	・ 行政が外郭団体としてNPO法人を設立。行政の事業を下請させる。 ・ 補助金や委託事業等でNPO法人を丸抱えする。 ・ 行政職員がNPO法人に天下りする。
ポイント	・ NPO法人への設立のしやすさと社会的な良い評価を利用。
事例	かつての第三セクターのかわりとして利用

種類	NPO法人が法令を遵守していない。
概要	・ 総会を開催していない、事業報告書等を所轄庁に提出していないなど。 ・ 登記の変更などをしていない。 ・ 介護保険料や補助金の不正受給。

	・ 特定者の利益を図る活動を行なっている。
ポイント	・ 法律の軽視（忙しい等） ・ 法律等の無視（悪意） ・ 法律を知らない、理解していないことからくる場合も。
事例	事業報告書を3年以上提出せず、認証の取り消しを受ける。毎年登記変更をしなければならないことを知らず、過料に処される。

種類	NPO法人が定款等に違反する運営を行なっている。
概要	・ 定款に定められていない事業を行なっている。 ・ 役員の任期が切れているのに役員をしている。 ・ 会員に情報公開しない。
ポイント	・ 定款の軽視（忙しい等）。 ・ 定款等の無視（悪意） ・ 法律や定款の意味を知らない、理解していないことからくる場合もある。
事例	

種類	NPO法人の関係者等が犯罪等の問題を引き起こしている。
概要	・ 施設内での虐待。 ・ 詐欺。 ・ 個人情報等の流出。
ポイント	・ NPO法人の管理体制の不備。
事例	グループホームでの高齢利用者のいじめ。東北旧石器研究所の副理事長による遺跡捏造事件。

種類	幽霊NPO法人の増加。
概要	・ 活動実態のないNPO法人が増えている。 ・ 事業報告書を出していないため、何をしているか分からない。 ・ 引越し先がわからず、居所不明となっている。 ・ 所轄庁から認証だけ受けて、登記はしない（未法人のまま実態がない）。
ポイント	・ 法律の軽視（忙しい等）。 ・ 法令等の無視（悪意）。 ・ 法律や定款の意味を知らない、理解していないことからくる場合。
事例	多数

種類	良いNPOと悪いNPOの見分け方（評価）が分からない。
概要	・ 寄付者が安心して寄付できる先が見分けられない。 ・ 行政が安心して事業を委託できるNPOかどうか見分けられない。

	・ 問題を解決（軽減）してくれる能力のあるNPOがどうか分からない。
ポイント	・ 寄付者は、寄付金の使途が適正がどうか不安。 ・ 行政は、事業遂行能力があるのか、資金管理が適正か、責任を果たせるか不安。 ・ 安心して紹介できるNPOがまだ少数。誰がどう信用を保証できるか。
事例	

種類	内部が解決しないことからくる制度への不満。
概要	・ 監事が十分団体を監督できない。 ・ 理事会が少数者によって独裁的体制になっている。 ・ 少数社員の権利が守られていない。 ・ 理事同士の意見の相違。
ポイント	・ 内部ガバナンスの不足。運営能力の不足。 ・ 監事の権限・責任などの法律上の不備。 ・ 行政への依存心からくる制度への不満。
事例	

種類	NPOへの無理解・誤解からくる不信。
概要	以下のような誤解からくる不信。 ・ NPOは、ボランティアの無償の活動なのに、お金をとる団体がある。 ・ NPOは年度末には内部留保は無くなるべきである。 ・ NPOはボランティア団体なのに、給料をもらう人がいる。 ・ 寄付金はすべて受益者に行くべきで、経費を取るのは中間搾取だ。
ポイント	・ NPOに関する広く受け入れられた神話・理解が問題。
事例	

種類	NPOが社会に誤解を与えるメッセージを発信
概要	・ 日本ではまだおきていないが、欧米で起こったチャイルド・スポンサーシップを行なっている団体のように、寄付者に誤解を与えるようなPRを行なうことにより信用を失墜。
ポイント	・ 寄付者に対して正確な情報が伝わらないことが問題。
事例	米国の「シカゴ・トリビューン」紙の特集記事に始まるチャイルド・スポンサーシップに関するスキャンダル

3. 米国「Panel on the Nonprofit Sector(Nonprofit Panel)」の動き

○ 設立背景

2004年6月、NPOの不正を報じた新聞記事などがきっかけとなり、連邦上院財務委員会の委員長チャールズ・グラスリー共和党議員のもと、同委員会調査主任顧問のディーン・ザービー氏が「免税団体に関する改革提案についての討議草案」を作成。米国のNPOセクターの中間支援組織として広く信頼されている「Independent Sector」に書簡を送り、討議草案に対してNPO側の意見を集約するよう要請。

これを受けて2004年10月にIndependent Sectorが組織したのが、Panel on the Nonprofit Sector (Nonprofit Panel)。

※ ディーン・ザービー氏とのワシントンD.C.でのインタビューに「シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会」は成功している。その記録は、この資料の「連邦上院財務委員会調査主任顧問ディーン・ザービー氏とのインタビュー記録」を参照

○ 目的と活動

設立時の目的は、NPOのガバナンスと監督の向上に向けて、議会へ提言を行なう準備をするもの。2005年3月に中間報告書を上院財務委員会に提出した後、2005年6月に最終報告書を、2006年4月には追加報告書を発表。これらは、計150以上の詳細な勧告を網羅したもの。連邦議会、IRS（米国歳入庁：日本の国税庁にあたる）、非営利セクターに向けて、NPOの透明性、ガバナンス、アカウンタビリティの強化を促す内容。

※ Nonprofit Panelの勧告については、この資料の「議会、非営利セクターに向けた最終報告書要旨」を参照。

○ 組織

Nonprofit Panelは、活動分野やミッション、活動範囲、所在地などが異なる24名の非営利団体やフィランソロピー界のリーダー達によって構成。

また、ビジネス界、教育分野、メディア、政治団体、宗教団体を代表する9名が、Nonprofit Panelが勧告をつくるにあたっての諮問を行うシチズンズ・アドバイザリー・グループを組織している。加えて、法律や財務のアカウンタビリティ、税制など、非営利団体の運営に重要な側面については、エキスパート・アドバイザリー・グループを設置。このグループは、米国でもっとも知識ある学者や実務者などの8名から構成されている。

さらに、100名以上のNPOの幹部や専門家らがワーク・グループに参加。ワークグループは5つあり、それぞれ特定の課題についての既存の法律や慣行の修正を検討し、かつどのような自主規制が最適であるのかを分析している。5つの分野とは、1)ガバナンスと資金受託の責任、2)法の枠組み、3)政府の監督と自主規制、4)小規模な団体、5)透明性および会計の説明責任。

○ 成果および現在の活動

2006年8月、チャリティ関係の改革を含む年金改革法案にブッシュ大統領が署名。成立した年金保護法（Pension Protection Act）に、Nonprofit Panelの勧告の多くが反映される形となり、ブッシュ大統領から感謝の手紙が送られている。

Nonprofit Panelでは2006年6月に、34名の委員からなるAdvisory Committee on Self-Regulation of the Charitable Sector（チャリティセクターの自己規制に係る諮問委員会）を設置し、アカウンタビリティや倫理等に関する29項目からなる「原則」を公表し、ホームページ上などで広くNPOや一般からの意見を集める。2007年1月までに集まった125の意見を反映し、29項目を31項目に増やして2007年3月に改訂版の「原則」（第2草案）を公表し、さらに意見を募集している。

この31項目（2つは追加分）は、次の5つのカテゴリーに分けられている。

- ・ 法の遵守と情報公開
内部告発と利益相反（利害の衝突）などに関する方針など、非営利団体の法の遵守と情報公開を進めるための責任および履行について
- ・ 効果的なガバナンス
役員が効果的な監督やガバナンスを行なうために履行すべき方針や手順
- ・ 強固な会計監督
団体の資源を賢明に活用するための方針や手順
- ・ 責任ある資金調達活動
寄付者からの支援と信頼を構築するための方針と手順
- ・ 追加になった原則の草案
リスク管理および倫理規定の作成について

この秋には、最終版の「原則」（Principles for Facilitating Legal Compliance & Public Disclosure）が完成予定。

※ この「原則」の第2草案は、次のホームページアドレスで閲覧可能。

http://www.nonprofitpanel.org/selfreg/All_Principles_Revised.pdf

4. 連邦上院財務委員会調査主任顧問ディーン・ザービー氏のインタビュー記録

2005年9月7日（水）

シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会・訪問団：

米国では、NPOに広く税制の優遇措置が与えられているが、議会において、これに関する検討をされようとしていると聞いた。どういうところを問題として捉え、そのようにしていこうと検討されているのかを伺いたい。

ザービー氏：

現在、米国では「チャリティ」の幅が広すぎる。そのための問題がおきている。環境保護のためといって自分の土地をNPOに提供し、それによって納税を回避している人がいるが、その土地が本当にその環境保護のために使われているのかどうか、実際には分からなくなったりしている。チャリティの資格をもったNPOの病院が、慈善的な活動をしているかという点、普通の病院と特に変わらなかったりする。YMCAは巨大なNPOだが、ジムの運営については、営利企業と変わらないし、観光業をしている環境NPOもある。美術館をやっているNPOは、ギフトショップで大きな利益を出している。

あるNPOの関係者は、NPOの仕事でロンドンに出張する際、ファーストクラスを利用して妻を同行し、一泊千ドルもするような高級ホテルに泊まったが、その理由を尋ねたら「自分がロサンゼルス有力者であることを示すためにはそのくらいのことをしなければならなかった」と答えたそうだ。しかし、こうしたことについて、監査をしたとしても現在の法律では何も罰することはできない。

米国では、一度チャリティとして認定されると、ほとんどずっと税制優遇を受け続けることができるが、私たちが考えているのは、たとえば5年おきくらいに定期的にその団体がミッション（団体の目的）に沿った活動をしているか否か、そのチェックをする必要があるのではないかと。最初は、崇高なミッション（活動目的）を掲げていても、時代とともに社会も変化し、団体も変わってくることはよくあることだから。

訪問団：

しかし、現在さえ、監督をする立場の州の司法長官事務局やIRSは、人手不足で監督がほとんどできていないと聞いている。そういう中で、規制だけを厳しくして機能するのか。

ザービー氏：

NPOの中の一部の団体によって、自主規制や自主認定をするような仕組みを考えている。結局は、NPO業界の人たちが一番NPOを知っているから。そこが問題視するような団体は、政府の調査の対象になりうるということ。

その他に、透明性をあげるために情報公開をもっと進めること。そうすればメディアも関心も寄せることができるだろう。現在、米国ではNPOの確定申告書は、ガイドスターというNPOの協力によってホームページで公開されている。しかし、この確定申告書のフォームを見直すことも検討している。たとえば、スタッフの賃金、預金口座はどの銀行にあるのか、組織全体はどう

なっているのかなど。

加えて、何がチャリティなのかという定義づけを強化する必要もあると思う。NPO で税制優遇を受けているのであれば、チャリティに沿った活動を義務付けることが必要だ。ガイドラインを作って厳しく義務化していく必要があるだろう。

訪問団：

チャリティの定義づけとは、どのようなものか。

ザービー氏：

いろいろな概念が考えられるが、例えば貧困救済、高齢者、教育、環境保護などだ。オーストラリアの NPO に関する法律は、米国よりチャリティの定義づけが具体的で優れているので、これを参考にしたらよいと思っている。オーストラリアでは、第一種のチャリティ団体、第二種のチャリティ団体など、細かく区分されており、税控除がそれぞれの種類に応じて存在している。

訪問団：

考えられている改正法案は、いつ頃実現しそうなものか。また、どのような内容か。

ザービー氏：

今年の秋に議会に提出して、年末までに法律の形になればと思っている。これには、大きく 2 つが盛り込まれている。一つは、NPO に対する寄附金を促進する措置。もう一つは、さきほどから話している規制の改革に関するもの。

税当局がもっと法の取り締まりができるよう、クリアなルールを作りたい。ある行為をはっきりと禁止するなど盛り込むこと。現在の法律は、不透明で曖昧すぎるのが問題だから。

訪問団：

NPO への寄附金を促進する措置とはどのようなものか。

ザービー氏：

例えば、9.11 の同時多発テロ事件の後に分かったことだが、こうした大きな事件や災害が起こった時、国民はこうした問題に関わっている NPO に寄附をする。そうすると、違うことをしている NPO には寄附が反比例して少なくなってしまうという問題がある。こうしたことについても、考えていきたい。

なお、寄附にはいろいろな問題がある。例えば、現金ではなくモノでの寄附。米国では、モノでの寄附も税控除が可能である。だから、ある個人が中古車を NPO に寄附して、市場価値を 4000 ドルと計算して所得から控除したとする。自動車をもらった NPO はそれを市場に売ることになるが、その時に、仲介業者が入ったり、思ったより安くでしか売れなかったりして、結局実際には 1000 ドルしか入らなかったりする。こういうとんでもないことがおきている。だから、モノの寄附だと評価が非常に難しいため、できるだけ現金で寄附してもらうことを勧めようとしている。ただし、例外として、食品とか図書館に寄贈される古本などがあるだろう。以上

5. Panel on the Nonprofit Sector

議会、非営利セクターに向けた最終報告書(2005年6月) 要旨 「チャリティ団体の透明性、ガバナンス、信頼性の強化」

要旨 Executive Summary

この委員会は、米国民がチャリティ団体の提供する種類豊富なプログラムから継続して恩恵を受けることを保証するために開催された。

上院財政委員会のリーダーの薦めにより形成されたこの委員会が、非営利セクターの信頼性、透明性、ガバナンスをどのように強化していけばよいかについて、比類なき協力体制をもたらした。全国から集まった何千もの様々な団体の代表である参加者は、効果的にミッションを達成していくには、米国人の寛大な気持ちに対して、倫理的であり、責任感があることを示していく必要があるのだと認識している。

委員会では、提案事項の指針となる8つの包括的な基本方針を作成した。

米国におけるチャリティ団体の役割

1. 強い米国を築くためには活力のあるチャリティセクターが不可欠である。
2. チャリティセクターの有効性はその独立性に左右される。

チャリティセクターの責任

3. チャリティセクターの成功は誠実性、信頼性にかかっている
4. チャリティセクターに関する分かりやすく、正確な情報を一般に公開しなければならない。
5. チャリティセクターには自己規制、教育の実行可能なシステムが必要である

バランスのとれた政府監視の必要性

6. 政府は効果的な法の施行を確実に行うべきである
7. 合法的なチャリティ活動を阻止することなく、政府規制によって不正を抑制するべきである
8. 高い水準の倫理規定の遵守については、団体の規模、リソースを考慮に入れるべきである。

提案

非営利セクターに関する委員会の提案は、セクター内の改善事項、より効果的な監視、法改正を求める内容で、注意深くまとめられたものである。包括的に対応しなければ、必要な結果は達成できない

提案では、一般大衆の情報に基づいた選択を可能にするための、また、政府が問題を解決するための情報提供、及び透明性の重要性を強調している。もっとも重要なのは、ここで提案されている行動は、不正を防ぐ適度な監視と、社会に貢献する機会を促進しながら団体の独立性を確保し

ていくことの本質的なバランスを維持するための指針となっていることである。

提案内容のサマリー

下記にあげる提案事項を採用をする際には、団体の種別、規模、その他の条件を考慮し、該当する団体について例外を認めるという点について報告書に詳細な議論が記載されている。

1. 連邦政府、州政府による法執行

チャリティセクターの効果的な監視には、連邦法及び州法の主導的執行が必要である。議会は IRS における全体的な課税、チャリティ団体監視のための資金を増額するべきであり、又州レベルにおける、チャリティ団体の監視、教育プログラムを創設、増設するために連邦政府が資金提供するべきである。また、議会は IRS と州チャリティ担当課間の、不正の調査に関する情報交換を妨げる法的な障害を撤廃するべきである。

2. IRS への報告

チャリティ団体による年度ごとの申請書（フォーム 990、990-EZ、990-PF）を改善し、連邦、州監視担当者、チャリティ団体の幹部、一般大衆に向けて、より正確で、完璧、タイムリーな情報を提供できるようにするべきである。電子申請によって、フォーム記載の際の正確性、整合性が増すことが予想されるので、議会と IRS では全てのチャリティ団体に電子申請を義務付けることができるように法的障害を排除するべきである。議会は申請書における作成者の意図的な情報の省略や歪曲には罰則を課すべきである。また、議会は団体の最高責任者がフォーム 990 に署名し保証することを義務付け、同様に総収入が 2 万 5 千ドル以下の団体には新しい簡単な年次報告を義務付けるよう IRS に指示すべきである。IRS はフォーム 990 申請の書式や記入方法について大幅に改訂し、2 年間継続して不完全又は不適切な申請書を訂正しないチャリティ団体はその免税資格を一時的に保留するべきである。チャリティ団体の理事会又は適切な委員会において、団体が申請するフォーム 990 について精査するべきである。（P26 参照）

3. 免税資格の定期的審査

議会はチャリティ団体が継続して免税資格を維持する条件を備えているかを検証するための新しい定期的審査システムを導入するべきではない。IRS はチャリティ団体によって現在提出されている申請書の審査や調査に資金や人材を当てるべきである。加えて、団体の理事は少なくとも 5 年毎に、その運営書類や方針を全て審査することを奨励される。（P33 参照）

4. 財務監査と審査

一般会計原則（Generally Accepted Accounting Principles）や監査基準に沿って財務諸表を準備、監査することは理事会、政府担当者、一般大衆に発信する財務情報の質を改善することになる。議会は少なくとも 100 万ドル以上の総収入のあるチャリティ団体が監査を実行し、フォーム 990 に監査済財務諸表を添付することを、総収入が 25 万ドルから 100 万ドルの団体には独立の公認会計士に財務諸表を審査させることを義務付けるべきである。（P35 参照）

5. パフォーマンスデータの公開

全てのチャリティ団体はプログラムの評価に使用する手法を含めて、活動に関するより詳細な情報を年次報告書、ホームページ、その他の手段を使って一般に提供すべきである。フォーム 990 は複雑なプログラムの評価に関する情報を報告するツールとしては有効ではない。議会は、チャリティ団体がフォーム 990 申請の一部として、プログラム評価や達成度の基準について詳細な報告を行うことを義務付けるべきではない。

6. ドナー・アドバイズド・ファンド

寄附者やその関係者がファンドから不適切な利益を得ることがないようにドナー・アドバイズド・ファンドを管理する法律や規制を強化すべきである。議会は税法を改正し、支援先チャリティ団体がドナー・アドバイズド・ファンド資産合計額の最低 5%を分配することを義務付け、最小限のファンド活動上の必要条件を課し、ドナー・アドバイズド・ファンドを定義づけ、規制すべきである。

また、支援先チャリティ団体がプライベート・ファンデーションやファンドの寄附者、顧問、その他関係者に直接的、間接的に支払いを行うことを禁止すべきである。更に、ドナー・アドバイズド・ファンドへの寄附に対する免税措置は、寄附者が支援先チャリティ団体とこれらの制約について書面での合意に達している場合にのみ、許可されるべきである。

これらの禁止事項に違反した寄附者、顧問、幹部には罰則が適応されるべきである。ドナー・アドバイズド・ファンドの資産やそこから発生した支払いについて、より多くの情報があることで、このファンドの実施内容、又は理解度を改善することになる。支援先チャリティ団体はドナー・アドバイズド・ファンドに関する全ての情報をフォーム 990 上で公開することを義務付けられるべきである。支援先チャリティ団体は、他の団体がどのように資金が分配されるかについて学ぶことができるように、ドナー・アドバイズド・ファンドについて更なる詳細な情報を提供することが奨励される。

7. タイプ III サポートリング・オーガニゼーション（支援先団体）

タイプ III サポートリング・オーガニゼーションにはチャリティセクターにおいて、他の種類の団体が取って代わることでできない役割がある。この種の団体における不正を抑制するために、議会は最低限の分配義務を課し、寄附者やその関係者の利益となるような支払いを禁止し、タイプ III 団体の管理下にある支援を受ける団体の発言権を増す規則を構築すべきである。タイプ III 団体は、5 件以上の組織を支援すること、寄附者やその関係者によって管理されている団体を支援することを禁止されるべきである。501(c)(3)の資格申請を行う時点で、支援を受ける団体に適切な書類を提出し、合意事項を確認すべきである。全てのサポートリング・オーガニゼーションはフォーム 990 の中で、タイプ I、II、III 団体として活動しているか否かについて記載を義務付けられるべきである。

8. 悪用される税金逃れの手段

議会は、現在税金の申告を義務付けられていない団体も含めた全ての免税団体に、潜在的に不正の可能性のある税金逃れの、又は申告義務のある取引への参加についての報告に関しては、課税

組織同様の条件が課せられることを明確化し、取引が申告義務のあるものであったことを知っていたか、知るに値する理由があり報告を怠った場合には団体幹部に罰則を科すべきである。

課税対象となる団体や実質的な顧問が、免税団体に対し、申告義務のある取引であることの告知を怠った場合には罰則を適応すべきであり、不正な税金逃れの取引に承知の上で参加した免税団体には制裁措置を確実に課すべきである。この複雑な取引を監視する税法を施行し、遵守させるためには教育が鍵となるが、IRS はチャリティ団体において取引が不正の可能性があるか否か、又取引への参加を報告する義務があるか否かを見極めるための、明確で、最新の、すぐにアクセス可能な情報を提供しなければならない。(P49 参照)

9. a. 現金以外の寄附：評価される資産

議会は、納税者がチャリティ団体に寄附した資産について免税を実証するための査定方法に関しての規則を強化し、(1)寄附した資産について過剰な免税額を申請する納税者、(2)承知の上で過剰な査定額を提示する鑑定士について罰則を強化するべきである。5 千ドル以上の価値のある資産を寄附し、免税申請を行う納税者と、寄附から 2 年以内に寄附された資産を処分するチャリティ団体によって別々に申請されるフォーム 8282、8283 は、IRS にとって監視に有効な要因となりうる。議会はこの二つのフォームの電子申請を義務化するべきである。(P53 参照)

b. 現金以外の寄附：保全、歴史的建造物地役権

保全地役権、歴史的建造物地役権の寄附は、寄附を受け取るチャリティ団体の地役権合意規約の継続的な施行が義務化されている。議会は、保全地役権、歴史的建造物地役権の寄附について過剰な免税を申請する納税者に対する罰則を増強し、地役権によって寄附された資産の将来的利用に課される制約を明確化した合意書に基づいて、条件に合った団体や政府機関に寄附した場合に限って免税を認めるべきである。地役権の寄附を受けたチャリティ団体は、毎年提出するフォーム 990 上で保有する地役権についてより多くの情報を提供し、地役権合意書の規約に遵守しているか否かを確認する正当な手続きを経たことを証明することを義務付けられるべきである。議会は、保全、歴史的建造物地役権合意施行を怠ったチャリティ団体には罰則を科すべきである。(P56 参照)

c. 現金以外の寄附：衣類、家庭用品

議会は、衣類や家庭用品の寄附についての免税額について、限度額設定のための明確な基準や寄附によりもたらされる効果査定なしに、独断的な上限額に限定するべきではない。納税者が査定する時に参考にできるような、主要な中古品店や同様の査定方法による販売価格に基づいた、衣類や家庭用品などの特定のものについて金額のリストを IRS が提供するべきである。

10. 理事報酬

チャリティ団体の理事への報酬は奨励されていない。理事に報酬を提供しているチャリティ団体は、報酬額及び報酬を提供する理由、その理由を正当化する手法について公開する義務を負うべきである。議会は、パブリック・チャリティが理事に貸付を行うことを禁止すべきであり、(プライベート・ファンデーションでは同様の貸付は違法である) 過剰な報酬を受け取る、又は承認す

るチャリティ団体の理事に対する罰則を強化すべきである。(P61 参照)

1 1. 幹部報酬

チャリティ団体は最高責任者やその他の「不適格者」、報酬額上位 5 人の職員に支払う報酬について、より明確な情報を公開することを義務付けられるべきである。議会は、IRS が過剰であると判断した幹部やその他の不適格者の報酬について、その額が正当であることを示すことを義務付け、過剰な報酬を受け取る個人又は承認する幹部に対する罰則を増強すべきである。報酬の正当性を決定する際に反証可能な推定に基づいた手順を踏んだ理事やその他の権威主体は、その報酬が後に過剰であると認められた場合であっても、必ずしも罰則の対象となるわけではないが、そのような報酬を承認した理事や幹部がこれらの手順を踏まず、取引を承認するのに相当な注意を払わなかった場合、罰則の対象となるべきである。

1 2. 交通費

団体の活動遂行のために交通費が発生した理事、幹部、職員、コンサルタント、ボランティアに支払いを行うチャリティ団体は、交通費に関して、返済対象となる費用の種別、返済を受け取る際に義務付けられる書類についての記載を含む、明確な指示となる規則をつくり、施行すべきである。団体の活動（食事付の集まりのような）に参加する者の小額の費用を除いて、チャリティ団体は配偶者、扶養家族、その他団体の活動遂行に同行する者の交通費を支給すべきではない。同行者も団体の活動を遂行する場合には支給すべきである。チャリティ団体はフォーム 990 上で、交通費に関する方針があるかどうかを公開するよう義務付けられるべきである。IRS はフォーム 990 の手引きの中で、許可されない、課税収入として報告されるべき交通費について情報を提供すべきである。

1 3. 理事会の構造、規模、構成

501(c)(3)免税団体として資格を得るには、理事は最低 3 名必要である。更に、パブリック・チャリティの資格を得るには（プライベート・ファンデーションではなく）、団体理事の少なくとも 3 分の 1 のメンバーが独立した立場でなければならない。つまり、過去 12 ヶ月間直接的にも間接的にも団体から報酬や物質的な利益を受けていない、他の理事やスタッフによって報酬が決定されることのない、団体から報酬を受け取る者と関係のない個人のことである。全てのチャリティ団体はフォーム 990 上にて、どの理事が独立した立場であるかを公開することを義務付けられるべきである。取締役につくことを禁じられている、又は信託義務違反に関連する罪を犯した個人はチャリティ団体の理事になることを禁じられている。連邦税法や規定で、チャリティ団体の理事の人数を設定すべきではない。全てのチャリティ団体が、効果的な管理と団体の目標達成のために最適な規模を決定するために、定期的に理事会の規模について審査するべきである。全ての理事会は、団体が適切に管理されるように、監視機能を実行し、理事一人一人が法的、倫理的責任について認識することを確実にする強力で効果的な仕組みをつくるべきである。(P75 参照)

1 4. 監査委員会

チャリティ団体は、所在する州の法律に沿って、ある程度の財務的知識のある個人を理事に迎え

るべきである。法律上義務付けられているか否かにかかわらず、独自に財務諸表を監査している団体は、理事会の監査委員会を別途設けるべきである。理事に十分な財務的知識がなければ、また、州法の許容範囲であれば、理事ではない職員以外の顧問で形成する監査委員会を設けてもよい。(P79 参照)

15. 利害衝突と不正

チャリティ団体は州法や組織的ニーズに合った利害衝突における方針を採用し、施行するべきである。IRS は、フォーム 990 の中で上記のような方針があるか否かを記載することを、全てのチャリティ団体に義務付けるべきである。また、チャリティ団体は、その団体の違法行為や方針違反について信頼性のある情報を提供する個人を奨励し、保護する方針及び手順を採用すべきである。規模に関わらず、全てのチャリティ団体に、幹部による不正や違法行為の疑いについて報告を促し、起こりうる利害衝突の解決に取り組むための方針や手順を採用し、施行することを教育、奨励するには、セクター全体としての精力的な努力が必要である。(P81 参照)

6. 事例① スタンダード・フォー・エクセレンス

非営利セクターのための倫理、アカウンタビリティ規約

©メリーランド・アソシエーション・オブ・ノンプロフィット・オーガニゼーション

(メリーランド NPO 協会)

序文

メリーランド・ノンプロフィッツは、非営利セクターに対する一般の信用度を改善し、非営利団体を支援することに全力を投じる。全国の非営利団体における倫理の実務とアカウンタビリティを促進するためにスタンダード・フォー・エクセレンスを開発するに至った。

当然ながら、非営利団体はそれぞれの地域、州、連邦法に従わなければならないが、このスタンダードは、その基本の上に立ち、一步前進するものである。誠実、公正、尊敬、信頼、熱意、責任、アカウンタビリティなどの基本的な価値観に基づき、非営利団体がその活動、管理、人的資源、財務管理、資金調達において、倫理的で信頼性のある団体になるにはどのように行動したらよいかを説明している。8つの指針と55の基準から構成されている。

メリーランドの全ての非営利団体会員はこの指針に従うことを宣誓する義務がある。会員団体は、スタンダードを実践するために、トレーニングや技術的サポートなどの支援をメリーランド・ノンプロフィッツから受けることができる。

スタンダード・フォー・エクセレンス — 指針

ミッションとプログラム

非営利団体は公益のために設立され、特定の活動を通じて目的を達成するために事業を行う。非営利団体は明確に定義されたミッションを持つべきであり、効果的に効率的にそのミッションを達成するためにプログラムを実施するべきである。団体はプログラムの有効性を保証し、目的達成のために資金を投入する義務がある。

A. ミッション

(1) 役員会によって決定し、承認された団体の目的は正式に、明確に提示されるべきである。団体の活動はこの提示された目的に一致したものでなければならない。

B. 団体評価

(1) 非営利団体は、そのプログラムに対する必要性が継続的にあるかどうかを見極めるために、ミッションを定期的に見直すべきである(例: 3年から5年毎)。社会変化を反映させるためにミッションを変更する必要があるか否か、現行のプログラムを変更すべきか、中止すべきか、又は

新しいプログラムを開発する必要があるのかを見極めるべきである。

C. プログラム評価

- (1) 非営利団体はミッションに関連して、質的、量的にコストのかからない、プログラムやプロジェクトの評価方法を決定するべきである。この方法では、プログラムの有効性、効率性、コスト対効果とプログラム参加者の成果の関係について言及されるべきである。評価には必ずプログラム参加者の意見を入れるべきである。
- (2) 評価は率直な方法でなされるべきで、団体の有効性を強化するためのものであり、必要であれば、それに従ってプログラムの変更を行うものである。

D. プログラムサービス

- (1) プログラムやサービスを提供するにあたって、非営利団体は最大限の専門性を発揮し、サービスを受ける人に敬意を持って接するべきである。必要に応じて、個人情報機密性を保護するための方針を持ち、苦情受付の手順を設けるべきである。また、非営利団体は定期的にプログラム参加者の満足度をモニターするべきである。

役員会

非営利団体は、そのミッションに貢献しようとする個人で構成された、選挙によって選ばれた、無報酬の役員によって管理されている。効果的な非営利団体の役員会は、団体のミッションを決定し、経営方針、手順を確立し、適当な人的資源（ボランティアや有給スタッフ）や財源（事業収入、行政との契約、助成金、寄付）があることを保証し、団体の経営、財務、活動内容について積極的に監視するべきである。

A. 役員の実任

- (1) 役員会は団体のミッションを決定するために、又ミッションに関連した特定の目的を決定し、ミッション達成に向けた団体のプログラムの成果を評価するために必要な長期、短期の計画事業に参加するべきである。
- (2) 役員会は、財務方針、人事方針を含んだ効果的な経営のための方針をつくるべきである
- (3) 役員会は毎年、団体の予算を承認し、定期的に予算との関連からその財務実績を評価するべきである。毎年の予算づくりの課程として、役員会は団体がプログラム、管理、資金調達に使用している資金の割合を見直すべきである。役員会全体で、毎年の監査や経営報告書の結果を承認し、経営報告書の提案を自薦するよう計画すべきである。
- (4) 役員会全体又は役員が参加する特定の委員会最高責任者を採用し、その報酬を決定し、少なくとも毎年その実績を評価するべきである。
- (5) 役員会は団体全体の報酬構造の妥当性を定期的に審査するべきである。

B. 役員会の構成

- (1) 役員会は個人的に団体のミッションに全力で取り組みたいと考え、そのミッション達成のために特定の技能を持っている個人で構成されるべきである。

(2) 団体のスタッフが役員会の投票会員である場合、そのスタッフは過度の圧力をかけない役職についていることが保証されなければならない。

(3) 役員会には、5人以上の親族でない役員がいること。7人以上が望ましい。

(4) 団体規約で、役員の任期制限を設けるべきである。

(5) 役員会のメンバーには、団体が活動する地域の多様性を反映させるべきである。

(6) 役員は役員としてのサービスに対して報酬を受け取るべきではない。役員は役員会の実務を実行するに当たって発生した費用の返済を受けることはある。

C. 役員会の運営

(1) 役員会は役員の教育、トレーニング、能力開発、実績の定期的評価（例：少なくとも2年毎）、必要であれば、新しい役員の選出を含む、その活動全般に責任を持つ。

(2) 役員会は、資金調達活動、委員会、プログラムへの参加を含む、役員に対する職務内容を明示するべきである。

(3) 役員会は団体の活動遂行のために十分に、必要な限り会議を開くべきである。最低でも、年4回は会合を持つべきである。

(4) 役員会への参加、出席についての方針を欠席の場合の手続きも含め、文書で用意しておくべきである。

(5) 役員会の代理で活動する委員会の報告書も含め、役員会の議事録は役員、委員会のメンバーに配布するべきである。

利害の衝突

非営利団体の役員会、スタッフは、個人的利益や第三者の利益のためではなく、団体の利益のために活動するべきである。団体は利害の衝突に関する方針を設け、実在の、又は潜在的な、認知された利害の衝突を防ぐために定期的に、自動的にこの方針を適用すべきである。

A. 利害の衝突に関する方針

(1) 非営利団体は利害の衝突に関する方針を文書で準備するべきである。この方針は団体のリソースについて重要な独立した意思決定をする権限のある役員やスタッフ、ボランティアに適用されるべきである。利害の衝突を招く行動や事柄を明示し、実際の又は可能性がある衝突について公開する手続きを設け、関っていない役員によるそれぞれのケースの審査について規定するべきである。

B. 利害の衝突に関する説明書

(1) 非営利団体は、役員、スタッフ、ボランティアに、利害の衝突方針の主要部分をまとめた説明書を配布するべきである。また、これには、役員、スタッフ、ボランティアについて、団体と取引のある会社と関係のある個人であるか否か、又はその家族に関係があるか否かを公開することも含むべきである。これは、団体での活動を始める時点及び、その後は少なくとも毎年、役員、スタッフ、ボランティアに配布し、署名を依頼するべきである。

人的資源

非営利団体のスタッフやボランティアとの関係は、そのミッションを達成する能力の基本となる部分である。管理面やプログラムで活動するボランティアは、非営利団体において特別な位置を占める。団体の人的資源に関する方針では、有給スタッフと同時にボランティアにも言及し、公平な内容で、活動内容を明記し、意味のある効果的な実績評価を規定するべきである。

A. 人事方針

- (1) 非営利団体は、その全てのスタッフやボランティアの活動を管理する、役員会で承認された人事方針及び手続きを文書で準備するべきである。雇用関係の基本要素（例：就業条件、福利厚生、休暇、病気休暇）について記載することに加え、スタッフの評価、監督、採用、解雇、苦情処理制度、スタッフ、顧客、団体記録、情報の守秘義務、スタッフ育成と能力開発についても明示するべきである。
- (2) ボランティアに関しては、団体の方針や手続きにおいて、初期評価又はスクリーニング、職務責任のための割り当てやトレーニング、現行の監視、評価、昇格の機会についても触れるべきである。

B. スタッフ実績評価

- (1) 個別の監督係による、定期的な文書によるスタッフ評価のシステムを構築するべきである。これは少なくとも毎年行われるべきである。

C. スタッフのオリエンテーション

- (1) 新しいスタッフは団体の人事方針や手続き、役職内容、スタンダード・フォー・エクセレンスについての導入のオリエンテーションを受けるべきである。スタッフには人事方針、スタンダードのコピーを提供し、その受け取りを文書で確認するべきである。

財務と法務

非営利団体は健全な財務管理を実施し、様々な法的、規制基準を遵守するべきである。非営利団体の財務システムは、正確な財務記録がとられ、団体の財源がその目的促進のために使用されていることを保証するべきである。また、規制上の、法的義務についての懸案事項を定期的に見直すべきである。

A. 財務上のアカウンタビリティ

- (1) 非営利団体は役員会で承認された年間予算に沿って活動を行うべきである。
- (2) 非営利団体はその財務を正確に反映する財務報告書をタイムリーに作成し、保存するべきである。
- (3) 30 万ドル以上の年間収入がある団体については、財務報告書は公認会計士による監査を受けるべきである。
- (4) 内部の財務諸表は必ず四半期ごとに作成し、役員会に明示し、実績と予算の収支の違いを説明するべきである

- (5) 疑わしい財務上の不正、団体の資金悪用について報告する機密の手段をスタッフに提供するべきである。
- (6) 団体の活動のサイズや複雑さに合った下記に関する財務方針を文書で準備するべきである。(a)団体資産の投資、(b)内部管理手続き、(c)購買、(d)無制限の現純資産

B. 法的遵守とアカウンタビリティ

- (1) 下記の活動を含む(但し、必ずしもこれらに限定されない)該当する全ての連邦法、州法、地域法を認識し、それに遵守しなければならない。資金調達、ライセンス供与、財務アカウンタビリティ、人的資源、ロビー活動、方針提言、税金に関連した法律、規制の遵守。
- (2) 活動内容や財務能力に照らし合わせて、保険の必要性を定期的に評価するべきである。一般的な損害賠償保険や幹部の損害賠償保険に加入するか否かの意思決定は、役員会でなされ、意思決定がなされた会議の議事録に反映すべきである。
- (3) 周知の法律上、規制上、財務の報告義務を果たしているか否かについて、内部で定期的に見直しを実施するべきである。その見直しの結果をまとめたものを役員会のメンバーに配布するべきである。

情報開示

非営利団体は公共の目的のために、一般からの支援を受けて運営される私的法人である。従って、一般に向けて、ミッション、活動内容、財務状況について情報を公開すべきである。また、団体の活動内容に興味を持った人がアクセスでき、情報を得ることができるようにするべきである。

A. 年次報告書

- (1) 非営利団体は毎年、団体のミッション、活動内容、基本的な監査済み(可能であれば)財務データを準備し、公開するべきである。この報告書の中では、役員や経営陣の名前を明示するべきである。

B. 公共アクセス

- (1) 活動に興味を持った一般の人に、団体の適当な代行者とコミュニケーションをとる機会を提供するべきである。非営利団体では、情報を一般に公開することを義務付ける連邦法及び州法に遵守することを確実にする担当者を少なくとも一名おくべきである。

資金調達(ファンドレージング)

ほとんどの非営利団体の活動にとって重要な財源となるのが寄付である。団体の資金調達プログラムは誠実性と責任ある管理のもとに維持されるべきである。資金調達の方針はその団体のミッションと一貫性のあるものであり、組織の能力に合った、寄付者や潜在的な寄付者の利益を尊重するものであるべきだ。

A. 資金調達活動

- (1) 非営利団体の資金調達費用は長期的に見て、理にかなったものであるべきである。

平均すると、5年間で実施費用の少なくとも3倍の収益を資金調達や他の開発活動から得るべきである。資金調達の割合が3:1以下である団体は、目的達成のために着実に進歩していることを示すか、なぜ3:1という割合が団体にとって適切ではないかを正当化できなければならない。

- (2) 募金活動や宣伝のための材料は正確で、誠実な内容であるべきで、団体、ミッション、資金の使途について正しく情報を伝えるものであるべきである
- (3) 資金調達において使用される使途についての発言は尊重されるべきである
- (4) 寄付した資金の使途については寄付者の意向を尊重すべきである。

B. 寄付者との関係とプライバシー

- (1) 非営利団体は寄付者のプライバシーを尊重し、保護するべきである。
- (2) 非営利団体は、寄付者が匿名を希望することができ、名前、寄付額、その他情報を公開しないという選択肢を可能にするべきである。
- (3) 非営利団体は、寄付者の希望によって、販売、貸し出し、交換の対象となるダイレクトメールの送付先からその住所を削除するべきである。
- (4) 非営利団体は、寄付者の希望を尊重し、社内リストにもとづいてDMを送付したり、寄付勧誘の電話をかけたりすることを中止するべきである。
- (5) 募金活動では、過度の圧力や影響力を及ぼすものではなく、寄付者や潜在的な寄付者のニーズや利益を考慮したものであるべきである。

C. 贈与の受け取り

- (1) 通常の資金調達活動において受け取った贈与の受付及び処理について網羅した方針を設定するべきである。この方針には、贈与を受け取る個人や組織を限定するための手続き、寄付を受け付ける目的、受付可能な資産の種類、団体のミッションや組織能力に照らし合わせて、予期しない例外的な贈与を受け取るか否かを明記するべきである。

D. 資金調達担当者の雇用

- (1) 資金調達担当者は、団体内のスタッフ又はコンサルタントであっても、調達した資金の割合に基づくなど、歩合制で報酬を受け取るべきではない。
- (2) 有給のプロの資金調達コンサルタントを使用する際には、メリーランド州務長官室に登録しているプロの募金担当者や資金調達担当者のサービスを利用するべきである。
- (3) 団体の名義で募金活動を実施するスタッフ、ボランティア、コンサルタント、契約先、その他団体、企業を統括するべきである。

広報とパブリックポリシー

非営利団体は個人が地域を改善するために組織化し、共に活動を実施していくための重要な手段を提供している。非営利団体は公共教育、方針提言、役員やスタッフ、ボランティアやその他構成員に地域の公共活動への参加を奨励することによって、受け手となる人々の利益を代弁するべきである。

A. 方針提言

- (1) 非営利団体は特定の事項についての立場を決定する、政策提言に関する方針を文書で保持すべきである。

B. 公共教育

- (1) マスコミに提供される、又は一般に配布する教育的情報が事実上正確で、理解しうるに十分な情報を提供していることを保証すべきである。

C. 一般の参加促進

- (1) 地域の活動において一般参加を促進する非営利団体は、団体の活動が厳格に中立であることを保証すべきである。

7. 事例② サーベンス・オックスレイ法と非営利組織との関連

©2003 Board Source & Independent Sector

www.boardsource.org

www.independentsector.org

2002年の米国・競争および法人の説明責任に関する法律は、サーベンス・オックスレイ法（企業改革法）と言う名称で知られているもので、2002年7月30日に署名され、法律として成立した。これは、2001年、2002年のエンロン、アーサー・アンダーセンなどの企業の会計に関するスキャンダルに対応するもので、その目的は米国の民間企業セクターの信頼性を再構築することである。法律が求めているのは、株式公開企業が、政府の新しい基準に従うことであり、役員がその役割として、より広く財政的取引や監査手続きを監督しなければならないということだ。

法律のほとんど全ての条文は、株式公開企業にのみ適用されるものであるが、一部は非営利組織全体に警鐘を鳴らすものだ。もし、非営利組織のリーダーたちが効果的な組織運営をしていない場合、政府はさらに踏み込んで、非営利組織のガバナンスまで規制する可能性もある。事実、いくつかの州の検事総長は、すでにサーベンス・オックスレイ法の要素を非営利組織に適用するような提案を行っている。

非営利組織の幹部は、このサーベンス・オックスレイ法の条文を注意深く検証し、自分の組織も、この法の（特定のガバナンスの）履行を自発的に採用すべきかどうかを決定すべきである。この報告は、法律の条文を再検討し、それらの非営利組織への関連性を見極めるものである。

最後に特筆すべき重要な点は、この法律のうち2つの条文は、非営利組織を含む全ての団体に適用されるということである。この報告書では、非営利組織の迅速な遵守を義務付けている、この法律の一部についても検証する。

サーベンス・オックスレイ法の主要な条文

2つの注意すべき例外を除き、この法律は米国の株式公開企業にのみ影響力を持つものであり、役員が監査の独立性を保証しなければならないことを規定している。また法律では公開企業会計監督委員会（注：一連の不正会計事件で新設が決まった会計事務所・監査法人の監督機関）の創設と、その役割を定義している。この委員会は、公開企業の監査基準を強化するという権限を与えられている。法律が規定しているのは、有能な監査委員会委員の選出手続き、適切な報告手順の確保である。加えて、書類の廃棄と、内部告発者の保護については、営利企業・非営利組織に関わらず、全ての団体が、抜け穴を塞ぎ、規則を作ることを求めている。

以下の章では、この新しい法律の主要な条文をそれぞれ検証し、非営利組織への関連を考える。また、ボードソースとインデペンデント・セクターは、非営利組織のリーダーがどのようにこの新法のさまざまな条文を執行していけばいいかについて提言を行っている。

独立した有能な監査委員会

サーベンス・オクスレイ法の概要

サーベンス・オクスレイ法（以下 SOX 法）では、企業の監査委員会の各委員が、役員会のメンバーであり、かつ独立していることを義務付けている。この法律で「独立」が定義するものは、組織の経営陣に属しておらず、また、顧問としての専門的な業務に対して組織からいかなる報酬も（直接的および間接的に）受けていない、ということである。ただし、役員としての業務については報酬を受けていてもよい。

また、企業は、監査委員会に少なくとも一人の「財務の専門家」がいるか否かを公開しなければならない。もし、そうした専門家がいなかった場合には、なぜそうした決定がなされたかの合理的な理由を公開しなければならない。「財務の専門家」の定義については、未だ議論中であるが、証券取引委員会は、その人物が、公認会計士や監査役であるか否か、あるいは経理担当責任者であったという経験があるか否か、また受けてきた教育などを背景にした定義を提唱している。しかしながら、現在のところは、企業の役員会で、財務の専門家についての定義を決定する権利を保持できるようである。

監査委員会は、直接的に、監査役の雇用、報酬の決定、活動の監督に責任がある。また、委員会は、会計や内部業務管理に関する苦情処理の手順と規則を設定するものである。

非営利組織の役員との関連

非営利組織の全てが外部監査を行う訳ではないが、ほとんどの役員会には一つ以上の財務委員会（例：財務、監査、投資）が設けられている。毎年監査を実施している団体、特に中間規模から大規模な非営利組織においては、役員会は監査委員会又は小委員会を設けていることが多い。非営利組織にとって、監査委員会の独立性を確保するための処置を講じるのは奨励されるべきことである。ほとんどの非営利組織の役員は報酬を受け取らずボランティアとして活動し、スタッフは役員の投票者として参加していないが、全ての非営利組織は監査委員会の独立性を確保するための方策を再考するべきである。また、多くの州では、ボランティアとして活動する役員のための追加の liability protection（賠償保証？）を提供しているが、役員が報酬を受けていれば、そのサービスを受けることはできない。

よくバランスのとれた、多様性のある役員会にするために採用時の優先事項があるので、非営利組織の役員会に財務の専門家を期待することは難しいかもしれない。非営利組織は、財務諸表を理解するために、又信託責任の一部として信頼性の高い財政的意思決定を行うために、監査を引き受ける会計事務所を評価するために、監査委員会の役員に財務を理解する能力がある者を確保するべきである。役員会に財務専門家の数が限られている非営利組織の場合、財務部長のポスト、財務委員会、監査委員会のメンバーを確保するのに苦勞するかもしれない。

提言

非営利組織が完全な監査を実施する場合の基準となるガイドラインがないので、役員会は監査の

ための考えるコストと利点を判断する責任がある。一般的に、50 万ドル以上の予算を持ち、連邦政府から資金的支援を受けている非営利組織は、毎年の監査を行う義務がある。州によっては、法律で基準点が低く設定されているところもある。また、合同連邦キャンペーン (combined federal campaign)に参加するには、予算 10 万ドルから監査が義務付けられている。監査が理不尽な経済的負担になりうるような小規模の非営利組織は、審査を選択するか、少なくとも財務諸表を会計士によってまとめさせるべきである。監査を先送りする非営利組織の役員会は、その意思決定を定期的に見直すべきである。

外部監査を実施する全ての非営利組織、特に中規模、大規模の組織においては、監査委員会を設け、財務委員会から監査委員会を分けるべきである。

監査委員会は、委員会での業務に対して報酬を受け取らない、団体と取引関係にある組織と経済的利害関係のない役員で構成されるべきである。ほとんどの非営利組織の役員は無報酬である。役員に報酬を与える非営利組織は、監査委員会で行う追加の業務に対して報酬を提供するべきではない。また、全ての非営利組織は、最高責任者を含むいかなるスタッフも監査委員会のメンバーになることがないよう保証するべきである。但し、財務部長が監査委員会に対して補助を行うことは差し支えない。

監査委員会は、監査法人が団体の監査を行うにあたって、必要な技能と経験を備えていること、その実績を注意深く審査することを保証するべきである。

監査委員会は監査人と会議を持ち、年次監査について審査し、役員会全体に承認や変更を提案するべきである。役員会全体で、年次監査、監査委員会の報告や提案を精査するべきである。理想的には、役員全員が、監査を正式に受付又は拒否する前に、監査人と会議を持つべきである。

少なくとも、監査委員会のメンバーの内 1 人は、財務専門家の基準を満たしていて、団体の財務諸表、監査法人の能力を理解、分析、適度に評価することができるような財務知識を保有するべきである。

役員会のオリエンテーションには、財務知識トレーニングを盛り込むべきである。

会計分野をサポートし、非営利組織の役員会が財務専門知識を確保できるように、会計士認定を実施する、会員制の団体は、公認会計士 (CPA) にボランティアで非営利組織の役員を務めるプログラムへの参加を義務付けるべきである。

監査者の責任

サーベンス・オクスレイ法の概要

SOX 法では、監査を実施する法人の担当責任者やパートナーは 5 年毎に交代するよう義務付けている。これは、必ずしも監査法人を変更しなければいけないという意味ではないが、それはこの要件を満たす最も直接的な方法であるかもしれない。

また、SOX 法では、監査法人が監査業務と並行して、監査以外のサービスを提供することを禁止している。これには、経理、財務情報システム、査定、保険関連サービス、経営・人事関連サービス、投資アドバイス、法律関連サービス、その他監査に関係のない専門サービスなどが該当する。但し、役員会の監査委員会が、(上記以外の) 特定のサービス (業務)、例えば税申告書類作成について事前承認すれば、監査法人が実施することができる。更に、監査以外のサービスで、そのコストが監査の報酬として監査法人に支払われる合計金額の 5%以下の場合には事前承認は必要でない。

SOX 法では、監査法人は監査委員会に、団体が採用し、経営陣と審議した全ての「重要な会計上の方針と実務」について報告し、経営陣の代理で説明することを義務付けている。重要な会計上の実務とは、条件変更の場合でも、いかなる結果も公表するという確約と一般会計原則 (GAAP) に沿って行う財務諸表作成の基礎となる手法、条件、判断のことである。

非営利組織の役員会との関連

監査人 (パートナーや法人) を 5 年毎に変更することは、現時点では営利、非営利のどちらにとってもよい実務であると見なされている。論理的根拠は、何年かのうちに監査法人はある特定の組織の会計手続きに慣れてしまうことがあるが、新しい法人を受け入れることで、全ての会計実務が詳細に審査されることになるからである。

監査法人が監査以外の業務をおこなうことを禁止する SOX 法の規定は、非営利組織にも役に立つものである。この規定は監査法人と顧客の間の利害衝突を防ぐものである。この規定を採用するか否かはケースごとに考慮されるべきである。同時に、特定のサービスに関しては監査委員会の事前承認を受けることができるので、例えば税金申告書類作成、フォーム 990 や 990-PF の作成作業を監査法人に委託することができる。これによって顧客である非営利組織側にとって、ある程度の無駄が省ける。

最後に、監査委員会に重要な会計上の方針と経営陣との審議内容を公開することについても、適切な実務の範囲内であると考えられる。これらの内部管理実務や経営陣の見解をより多く公開することによって、監査委員会は情報に基づいた判断を下すことができ、役員会による管理が促進され、透明性が高まる。重要な会計上実務とは、とりわけ、役割分担のプロセス、意図した目的に資金を使用する方針、貸借対照表に記載しない取引を審査するプロセス、在庫変動を監視する手続きのことである。また、監査委員会は役員会の利害衝突政策の採用と施行を監視するのに効果的に機能する。

提言

非営利組織は監査人や監査法人、又は少なくとも幹部やパートナーを 5 年毎に交代させることを確実に行うべきである。

非営利組織は監査法人が監査期間に、事前承認が必要な税申告書類作成ではない、監査以外のサービスを行う場合注意深く対応しなくてはならない。

監査委員会は、監査法人が団体によって採用された全ての重要な会計上の方針と実務を監査委員会に公表し、その方針と実務について経営陣と審議された内容について報告することを義務付けるべきである。

財務諸表の保証

サーベンス・オックスレイ法の概要

最高経営責任者、最高財務責任者は財務諸表の妥当性、及び組織の財務状態と活動について適正に公開していることを証明しなければならない。偽証があった場合には、刑事制裁が適応されるが、意図的であった場合のみ法的責任が生じる。

また、利害衝突を避けるために、監査直前の1年間監査法人で就業した者は、最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)、会計責任者のポストに就任することはできない。

非営利組織との関連

タイムリーで正確な財務諸表作成に責任のある最高財務責任者(CFO)であれば、書類の完全性を証明することになんの問題も感じないはずである。

営利企業では、最終結果は最高経営責任者の責任である。商才や財務諸表を詳細に説明する能力、役員や株主に会社が全ての期待に応えていることを確信させる能力は責任者の明確な特徴である。同様に、非営利組織の最高責任者は、適度な財務知識がないとハンディキャップを感じるかもしれない。しかし、非営利組織の最高責任者というものは他の素質を買われて採用されるものである。つまり、資金調達や団体の活動分野に対する知識、その他様々な能力に秀でているかもしれない。CEOに優れた財務能力が不足していれば、優秀な財務部長を採用することで補足しなければならない。そうしなければ、寄附者や資金提供者に資金が適格に管理されていることを確信させることはできない。いずれにせよ、適切な団体の資金管理を保証するのはCEOの責任である。

SOX法では、CEO、CFOの証明行為は法的根拠があるものとしているが、基礎となる論理的根拠はCEO、CFO双方が財務諸表について知識を持ち、理解していることを保証することである。非営利組織にとっては、CEO、CFOが財務諸表に署名することには法的根拠はないが、CEOが特に団体の財務状況を理解していることの重要性を伝える意味がある。

非営利組織にとって主要な財務書類はフォーム990又は990-PFである。このフォームは団体の幹部の署名を義務付けている。多くの調査結果が示すとおり、このフォームの正確性には遺憾な点が多い。

フォーム990上の多くの誤りは、一覧表Aを含む記入もれによるものである。他には、資金調達

費用についての不正確な報告などがあげられるが、これが団体の財政状況を歪曲化しているのである。このように、非営利組織は財務システム、方針、報告方法を検討し、フォームの正確性と完全性を改善することが重要である。

恐らく、非営利セクターにおいては、営利セクターで見られるよりも会計事務所と顧客団体間のスタッフの移動が極めて少ない。更に、非営利組織の幹部は金儲けになるストックオプションを受け取ることがないので、顧客である非営利組織に採用された監査人が原因で利害の衝突が起きるという例が同様に少ない。

提言

CEO、CFO は、団体の財務諸表に署名する必要はないが、これらの報告書について完璧に理解し、それが正確で完璧であることを保証する必要がある。しかしながら、財務諸表に署名することは CEO、CFO 双方が十分に精査し、それを支持するものであることの正式な保証となる。

CEO、CFO は申請する前にフォーム 990 又は 990-PF を精査し、その正確性、完全性、期日厳守を保証すべきである。

CEO、CFO が財務諸表を認定しているか否かにかかわらず、役員会は財務諸表を承認したことによる究極の受託者責任を負う。財務諸表、監査報告書が監査委員会や役員会で審査され、承認されるように、フォーム 990 又は 990-PF もまた審査され、承認されるべきである。

インサイダー取引と利害衝突

サーベンス・オクスレイ法の概要

SOX 法では、一般的に企業の幹部への貸付を禁止している。

非営利組織との関連

非営利組織は現在、団体内で行われる財務取引に関して厳しく規制されている。個人の利益に供する取引、過剰な個人利益、自己取引について違反した非営利組織には深刻な罰則が科せられる。

「中間制裁」法では、一般的に役員や幹部を意味する「不適格」な個人への報酬、過剰な利益を生む取引について規制している。

SOX 法での特記事項である、インサイダーへ個人的な貸付を行うことは、非営利セクターではあまり見られない。しかし、実際に起きたときには、利害衝突の観点で、もしくは幹部報酬の一部として適切に文書化されていなかったということから問題が発生した。また、州によっては、非営利団体に適用される法律で役員や幹部への貸付は明確に禁止されているところもある。

提言

非営利組織の幹部に貸付を行うという行為は過去に問題を引き起こしたことがあり、この行為は特に SOX 法の下で、又、州によっては特に禁止されているので、非営利組織が役員や幹部に個人

的な貸付を行わないことは強く推奨される事項である。

このような貸付が行われる場合には、役員の正式な承認が必要であり、貸付を行うプロセスを文書化し、貸付金額と条件を公開するべきである。

役員やスタッフを独立した意思決定に導くためには、団体は利害の衝突に関する方針を公開し必ず施行しなければならない。

情報公開

サーベンス・オックスレイ法の概要

SOX 法では、内部管理構造、過去の財務諸表の訂正、貸借対照表外の実質的取引（調節）に関する情報を含む多くの情報公開を義務付けている。また、企業において、業務や財務状況に実質的変更が生じた場合にも素早く現状ベースでの情報公開を義務付けている。

非営利組織の役員との関連

SOX 法が株式会社に対して公開を義務付けている取引の多くは、非営利組織には該当しないが、寄附者、顧客、当局、メディアなどに対して、財務状況が正確に把握できるような情報を提供すべきである。現在、免税団体は請求があれば、フォーム 990、990-PF を公開することが法律で既に義務付けられている。前述の通り、これらの申請書は正確性、及び情報公開のタイミングにおいて改善が必要である。この目的を達成する 1 つの手段が、電子申請である。これについては、現在 IRS が引き続き進めており、非営利組織の多くが支持している。

提言

IRS は、計画通り 2005 年度までにフォーム 990、990-PF の電子申請を実現するべきである。

非営利組織は電子申請によって、フォーム 990、990-PF の適時性、正確性、完全性を改善するべきである。

非営利組織は理由なくフォーム 990、990-PF 申請の自動延長に依存するべきではない。

監査済み財務諸表は、再審査のために容易に入手可能な状態にするべきである。

SOX 法の 2 つの条項は、非営利、営利に関係なく全ての法人に適用する。従って、全ての非営利組織はこの 2 つの条項を理解し、遵守する必要がある。

内部告発者保護

サーベンス・オックスレイ法の概要

SOX 法では、内部告発者の新しい保護方法、内部告発者への報復行動に対する刑事処分を規定している。SOX 法は、組織内の疑わしい違法行為を報告するために自らの職業を危険にさらす内部

告発者を保護する。営利、非営利にかかわらず、法人が内部告発者を罰することは違法である。

非営利組織との関連

非営利組織では、まず自らを保護することから始めなくてはならない。不注意で無責任な会計実務を排除しなくてはならない。非営利組織は、弱点を明らかにし、不正行為に対して脆弱ではないプロセスを採用する内部監査から恩恵を受けることができるはずである。幹部や役員会によって精力的に施行されている方針を文書化することによって、不正が許されるものではないというメッセージを送ることができる。

職員の不満に対処する手段を講じなくてはならない。非営利組織は社内の財務管理においていかなる不適切な行為をも報告することを奨励するために、極秘に匿名で報告できる仕組みを立ち上げなければならない。報告に対するいかなる処罰、例えば、解雇、降格、停職、嫌がらせ、昇進を妨げる行為、その他いかなる差別も禁止しなければならない。たとえ、報告事項が立証されなかったとしても、懲戒処分にしてはならない。法律では、職員が不正行為を立証することを強制してはいない。しかし、不正が存在するという正当な容疑があれば職員を保護する条件としては十分である。

提言

非営利組織では、不満に対処し、報復行為を防ぐ正式な仕組みを開発、採用、公開しなければならない。

非営利組織の幹部は、いかなる職員の不満も真摯に受け止め、状況を調査し、問題解決するか、なぜ事態の是正が必要でないのかを正当化しなければならない。

文書廃棄

サーベンス・オックスレイ法の概要

SOX 法では訴訟関連の文書廃棄について言及している。同法では、正式な訴訟手続き（例：連邦調査、破産手続き）に使用されることを妨害するための文書廃棄、隠ぺい、改ざん（又は誰かを説得して同様の行為を実行すること）を犯罪と見なしている。また、SOX 法では意図的な文書廃棄は、監視され、正当化され、注意深く管理されなくてはいけない行為であるとしている。

非営利組織との関連

個人や非営利組織、企業は不必要な、古くなった書類やファイルを定期的にシュレッダーにかけたり、廃棄処分したりするものであると考えるのが常識である。営利企業同様、非営利組織も事業内容について適切な記録を維持していく必要がある。例えば、財務記録、重要な契約書、不動産、その他主要な取引、雇用に関するファイル、資金調達上の義務に関する文書は団体の設定したガイドラインに基づいて保管されるべきである。現在の技術によって、電子ファイルやボイスメールについては、削除ボタンを押すだけで情報が消えてしまうことから問題を複雑化している。

提言

非営利組織は強制的な文書保存、定期的廃棄の方針を文書化しておくべきである。このような方針によって、偶発的な、意図しない廃棄を防ぐことができる。

文書保存の方針は、電子ファイルやボイスメールの扱いに関するガイドラインも含むべきである。電子文書やボイスメールのメッセージは、訴訟関連の事例では紙の文書と同様の意味がある。この方針では、バックアップの手順、書類保管、システムの信頼性の定期確認作業についても取り上げるべきである。

正式な調査が進行中又は疑われる場合、非営利組織の経営陣は妨害罪の容疑にかけられるのを避けるために、いかなる文書消去も停止させなければならない。

結論

サーベンス・オックスレイ法が施行されて1年以上がたつ。この1年間、集中的な企業ガバナンスの審査が行われてきたのだが、この法律の誕生によって、非営利セクターの役員会業務、運営方法などの分析が行われることにもなった。それぞれの団体では、抜け穴を割り出し、それを排除する方法を見出し始めた。監視団体（ウォッチドッグ）やその他の分野構築型（field-building）の非営利団体はセクター内のガイドライン、基準、ベストプラクティスを構築する過程において条件や基準となる運営手順について再検討している。

この重大な自己分析が、結果的に非営利組織の行動を管理する可能性のある法律によって促されているかどうかにかかわらず、警鐘は鳴らされたのである。サーベンス・オックスレイ法は、非営利組織が構成員の不可欠で絶対的な信頼に依存していて、それを保護しなければいけないということを、セクター内の我々全員に改めて実感させたのである。自己規制や積極的な行動は、法律で強制される義務よりも常に力強い要素である。

8. 事例③ カリフォルニア州 2004年 NPO誠実(インテグリティ)法

カリフォルニア公益信託登録所

Nonprofit Integrity Act of 2004

California Registry of Charitable Trust

施行日：2005年1月1日

適用先：チャリティ団体、資金調達業者（資金調達業者）、資金調達カウンセラー（資金調達カウンセラー）、任意団体、信託

検事総長：Bill Lockyer

2004年10月

主要条項のサマリー

1. チャリティ団体は、6ヶ月の代わりに、30日以内に検事総長事務局公益信託登録所（Attorney General's Registry of Charitable Trusts）に定款登録を済ませること（政府規約第12585条）

◆ チャリティ団体、任意団体、信託は最初の資産受領後30日以内に、定款及び組織の運営に関わるその他書類（例：社団の定款や信託証書）を検事総長に提出しなければならない

2. 200万ドル以上の総収入があるチャリティ団体には年次財務諸表の独立監査が義務付けられる（政府規約第12586(e)(1)条）

◆ 200万ドル以上の総収入があるチャリティ団体は独立した公認会計士（CPA）により監査された年次財務諸表を作成しなければならない。この報告書は、一般会計原則に沿ったものでなければならない。独立した公認会計士は一般監査原則に従わなければならない。

◆ 監査を行う会計事務所や公認会計士が監査以外の業務を団体に提供する場合、会計検査院長が発行するイエローブックに記載された独立基準に従わなくてはならない。

◆ 監査済み年次財務諸表は、その年度末から9ヶ月以内に検事総長や一般の人々が検査できるよう公開しなければならない。

◆ 監査義務は検事総長に書類を提出し、登録しなければいけない、200万ドル以上の年間総収入があるチャリティ団体、任意団体、信託に適用される。

◆ 政府機関からの助成金を受けていて、その会計報告が義務付けられている場合、基準点となる200万ドルに、その助成金は含まない。

3. 200 万ドル以上の総収入があるチャリティ団体は監査委員会を設置し、維持運営しなくてはならない（政府規約第 12586(e) (2) 条）

- ◆ 監査委員会を設ける義務は、現在まで総収入が 200 万ドル以上であった、検事総長に報告書を提出しなければならないチャリティ団体のみに適用される。
- ◆ 政府機関からの助成金を受けていて、その会計報告が義務付けられている場合、基準点となる 200 万ドルに、その助成金は含まない。
- ◆ 役員会が監査委員会を指名しなくてはならない。監査委員会には役員会のメンバーでない者も入れてよい。
- ◆ 監査委員会には団体のスタッフ、代表者、財務部長が入ってはいけない。団体に財務委員会がある場合には、そのメンバーが監査委員会のメンバーになってもよいが、監査委員会の半数以上を構成してはならない。
- ◆ 監査委員会は、役員会の監督の下、独立公認会計士（CPA）の採用、解雇に関して、役員会に提案をする責任がある。監査委員会は、役員会に代わって公認会計士の報酬を交渉することができる。
- ◆ 監査委員会は：
 - ・ 委員のメンバーを納得させるよう団体の財務状況について監査人と協議しなければならない
 - ・ 監査内容を再検討し、受け入れるか否かを決定しなければならない
 - ・ 独立公認会計士の会計事務所が実施する監査以外のサービスを承認し、そのサービスが会計監査院長により発行されているイエローブックの基準に遵守していることを保証しなければならない

4. チャリティ団体、任意団体、公益信託の幹部の報酬は注意深く検討され、承認を得なければならない。（政府規約第 12586(g) 条）

- ◆ チャリティ団体、及び法人化されていない団体は、最高責任者や代表者、財務部長の報酬について、「正当であり、理にかなっている」額であることを保証するために、役員会が検討し、承認しなければならない。
- ◆ 公益信託の役員は「正当であり、理にかなっている」額であることを保証するために幹部の報酬を検討し承認しなければならない

- ◆ 雇用時や条件更改時、期間延長時、報酬額に変更があった場合に、検討、承認されなければならない。
- ◆ 報酬には手当も含まれる。

5. 資金調達業者は募金活動を開始する前に検事総長に届け出なければならない。(政府規約第 12599 (h) 条)

- ◆ チャリティ目的で活動する資金調達業者は、募金活動やイベントの開始について検事総長事務局公益信託登録所に届け出なければならない。この通知は募金活動やイベント開始の 10 営業日前に提出しなければならない。
- ◆ 収益が災害の被災者や緊急支援に当てられることになっている場合、資金調達業者は募金活動開始日までに情報公開報告書を提出しなければならない。この報告書には下記の要件がふくまなければならない。：
 - ・ 資金調達業者の身元
 - ・ 寄付が適用される団体の名称
 - ・ 資金調達業者内で担当者（資金調達業者）の業務を監視・監督する者の氏名
 - ・ 資金調達業者の業務開始予定日と終了予定日

6. 資金調達業者は顧客であるチャリティ団体と契約書を結ばなければならない。(政府規約第 12599 (i) 条)

- ◆ 資金調達業者がチャリティ団体のために実施する全ての募金活動やイベントにおいて、資金調達業者とチャリティ団体間で契約書を交わさなければならない。
- ◆ 契約書には下記の内容が含まなければならない：
 - ・ 募金活動やイベントを実施する慈善目的。
 - ・ 資金調達業者とチャリティ団体の各自の責任。
 - ・ 資金調達業者が固定料金を支払われる場合には、その金額と、寄付全体に対してこの料金が占める割合についての誠実な見積額。契約書で、誠実な見積もりの基礎となっている条件を明示しなければならない。
 - ・ 資金調達業者への報酬が歩合制の場合、寄付総額の内チャリティ団体が保有する割合。募金活動の際に商品の販売やサービスの提供、入場料が発生する場合、購買価格の内チャリティ団体が保有する割合を契約書に記載しなければならない。この割合は、寄付総額と総売上から資金調達業者の料金だけでなく、チャリティ団体が負担しなければならない追加の資金調達費も差し引いて計算しなければならない。
 - ・ 契約書の発効日と終了日、募金活動開始日。
 - ・ 資金調達業者が受け取った全ての寄付は、5 営業日以内にチャリティ団体が管理する銀行

口座に入金するか、チャリティ団体に直接届けなければならないという義務について定めた条項。

- ・ チャリティ団体が全ての募金活動の内容や頻度を管理、承認する。
- ・ イベントの際に、誰かの出席や、承認、支援、後援の確約を得るために資金調達業者が個人や企業に支払う最高額
- ・ チャリティ団体には契約履行後10日間以内であれば賠償責任なく、契約破棄する権利があることを特定する条項
- ・ 資金調達業者やそのエージェントが重要事項の不実告知を行った場合、団体の評判を傷つける行為を行った場合、募金活動が発端となり有罪となったことが判明した場合には、チャリティ団体は契約履行後10日以降であっても、いかなる理由であろうとも賠償責任なく契約破棄する権利がある。
- ・ その他、検事総長によって採用された規制により義務付けられた情報

- ◆ 契約書は資金調達業者が認可した契約担当官及び、チャリティ団体の役員会の許可を得た担当者によって署名されなければならない。

7. チャリティ団体は未登録の資金調達業者との契約を無効にできる（政府規約第12599.3(a)条）

- ◆ チャリティ目的に活動する資金調達業者とチャリティ団体間の契約は、資金調達業者が募金活動以前に検事総長事務局公益信託登録所に登録していなければ取り消し可能である。

8. 資金調達カウンセラーは募金活動を開始する前に検事総長に届け出なければならない（政府規約第12599.1(e)条）

- ◆ 資金調達カウンセラーは、募金活動やイベント開始の10営業日前に検事総長事務局公益信託登録所に届け出なければならない。また、募金活動の目的が災害の被災者のためや緊急支援のためである場合には、募金活動開始日までに届けること。
- ◆ この届出フォームは検事総長事務局公益信託登録所が定めたものとする
- ◆ 報告義務のある情報は：資金調達業者の名称、住所、電話番号、資金調達カウンセラーが契約している団体の名称、住所、電話番号、資金調達カウンセラーの業務を管理、監督する者の名前、住所、電話番号、契約の開始予定日と終了予定日

9. 資金調達カウンセラーはチャリティ団体と契約書を交わさなければならない（政府規約第12599条）

- ◆ 全ての募金活動において、資金調達カウンセラーとチャリティ団体の間で契約書を締結しな

ければいけない。この契約書は資金調達カウンセラーが認可した契約担当官及び、チャリティ団体の役員会の許可を得た担当者によって署名されなければならない。

◆ 契約書は下記の項目を含むものでなければならない：

- ・ 募金活動やイベントを実施する慈善目的
- ・ 資金調達カウンセラーとチャリティ団体の各自の責任
- ・ 資金調達カウンセラーは寄付金、資産、所有物を集め、受け取り、管理しない、又それを遂行するために誰かを雇用しないという記述
- ・ チャリティ団体は募金活動の内容や頻度を管理、承認するという記述
- ・ 資金調達カウンセラーに支払われる料金やその他報酬の形態についての明確な記述
- ・ 契約の発効日、終了日と募金活動の開始日
- ・ チャリティ団体は契約履行後 10 日間以内であれば賠償責任なく、契約破棄する権利があること、又 30 日前に告知し、告知までに資金調達カウンセラーが提供したサービスに対して支払うことによって契約破棄する権利があることを特定する条項
- ・ その他、検事総長によって採用された規制により義務付けられた情報

10. チャリティ団体は資金調達業者との契約を解約することができる（政府規約第 12599.3(b)(f)(g)条）

- ◆ チャリティ団体は資金調達業者との契約について、履行後 10 日間以内であれば賠償責任なく、破棄する権利がある
- ◆ チャリティ団体は、契約履行後 10 日を過ぎても 30 日前に告知すれば資金調達業者との契約を破棄する権利がある。チャリティ団体は告知後 30 日間に資金調達業者によって提供されたサービスに対して賠償責任がある。
- ◆ 資金調達業者やそのエージェントが重要事項の不実告知を行った場合、団体の評判を傷つける行為を行った場合、募金活動が発端となり有罪となったことが判明した場合には、チャリティ団体は契約履行後 10 日以降であっても、賠償責任なく契約破棄する権利がある。

11. チャリティ団体と慈善目的のために活動する資金調達業者は資金調達の際に特定の義務を負う（政府規約第 12599.6(a)(b)(c)(d)(e)条）

- ◆ チャリティ団体及び資金調達業者はチャリティ団体の目的や、募金活動の受益者について不当表示をしてはならない。
- ◆ チャリティ団体は自らの利益のために実施される資金調達活動を管理しなければならない。つまり、全ての契約書や合意書を承認し、資金調達活動が自主的に実施されるものであることを保証する義務のことである。

- ◆ チャリティ団体は検事総長事務局公益信託登録所に登録していない資金調達業者といかなる契約書や合意書も交わすことができない。
- ◆ チャリティ団体は検事総長事務局公益信託登録所に登録すべきであるのに未登録であるチャリティ団体や、募金活動が開始するまでに登録することに合意しない団体のために資金調達を行うことができない。
- ◆ 資金調達業者は、5営業日以内に、代行して受け付けた全ての寄付をチャリティ団体によって管理されている銀行口座に入金するか、直接団体に届けなければならない。

12. チャリティ団体と慈善目的のために活動する資金調達業者は募金活動の際に虚偽やその他の行動に従事することを禁止されている（政府規約第 12599.6(f) 条）

- ◆ 下記の行動は募金活動の計画、実施において禁止されている
 - ・ 「チャリティ目的の役員、資金調達業者の監視法」や検事総長により発効された規制や命令違反の活動。
 - ・ 不公正で、人をだますような行動、不正行為への関与。
 - ・ 寄付が特定のチャリティ団体に適用されるという誤解を与えるような名前、シンボル、標章、その他情報の使用。
 - ・ 寄付者に対して、寄付はチャリティ団体のために、又は慈善目的のために使用されると偽ること。
 - ・ 支援者が文書で合意していないにもかかわらずその名前を募金活動に使用すること。
 - ・ 提供する商品やサービスについて、保有しない特徴、品質、承認、後援、推薦を不当に利用すること。
 - ・ 募金活動を行う者が推薦、承認、支援や関係があることを不当に宣伝すること。
 - ・ 検事総長事務局公益信託登録所に登録していることが検事総長の推薦や承認があるかのように偽ること。
 - ・ チャリティ団体が募金活動やイベントによって通常予想される寄付額よりも多い寄付金を得られると主張すること。
 - ・ 公安関係者や公安関係者のグループとの関係あることや推薦を得ていることを示唆するような、自動車につけて使用するカード、ステッカー、エンブレム、プレートなどのアイテムを発行すること。
 - ・ チャリティ団体が集めた寄付の一部を、名称の使用についての同意書を事前に提供していない他のチャリティ団体に寄付すると明言すること。
 - ・ チャリティ団体や資金調達業者が、寄付されるチケットを受け付けるという誓約書を該当のチャリティ団体から取り付けていない場合や、寄付されるチケットが他の寄付チケットと合わせて、チャリティ団体から受け取った寄付チケットやイベントの収容可能数を超過する場合に、イベントのチケットを他の個人や組織に寄付すると明言すること。

13. 資金調達業者は、少なくとも10年間、募金活動の記録を保管しなければならない（政府規約第12599.6(f)条）

- ◆ 資金調達業者は、少なくとも10年間、下記を含む募金活動の記録を保持しなければならない
 - ・ 現金の寄付金額と日付
 - ・ 現金以外の寄付を行った人の氏名、住所、寄付金額と日付
 - ・ 募金活動を担当したスタッフやエージェントの氏名及び住所
 - ・ 全ての収入と支出に関する書類
 - ・ 資金調達業者が収入を入金した口座について、口座番号、名義、金融機関の住所

9. 事例④ A Donor Bill of Rights

「寄附者の権利宣言」

フィランソロピーの基礎は公益に対する自発的な行動である。昔から行われてきた寄附や分かち合いの行為は、生活一般の満足度（クオリティオブライフ）にとって非常に重要である。フィランソロピーが一般の人々の尊敬と信頼の対象となるために、また寄附者と将来の寄附者が非営利団体とその大義に完全な信頼を持つことができるよう、全ての寄附者が下記の権利を保有することをここに宣言する。

1. 団体（寄附先）のミッション、寄附の使途、目的のために効果的に寄附を使用できる能力について情報を得る
2. 団体の理事が誰なのかを知り、受託責任において慎重な決断を下すことを期待する
3. 団体の最新の財務情報を知る
4. 指定した通りに寄附が使用されることを確認する
5. 寄附の領収証、感謝状を受け取る
6. 寄附についての情報が慎重に又法律によって定められた範囲で機密に扱われることを確認する
7. 寄附者と団体関係者との関りはプロフェッショナルな性質であることを期待する
8. 寄附を求めている者がボランティアか、団体職員か、団体によって雇われた資金調達者なのかを知る
9. 団体が他の団体と交換することを前提とした郵送先リストから自分の氏名を削除する
10. 寄附する際に自由に質問し、素早く、誠実で率直な答えを受け取る

開発者：American Association of Fund-Raising Counsel(AAFRC), Association for Healthcare Philanthropy(AHP), Council for Advancement and Support of Education(CASE), National Society of Fund Raising Executives(NSFRF).

推薦者：Independent Sector, National Catholic Development Conference(NCDC), National Committee on Planned Giving(NCPG), National Council for Resource Development(NCRD), United Way of America

10. 事例⑤ ガイドスター / GuideStar.org (http://www.guidestar.org)

Form **990**

Return of Organization Exempt From Income Tax

OMB No. 1545-0047

2005

Open to Public Inspection

Department of the Treasury
Internal Revenue Service

Under section 501(c), 527, or 4947(a)(1) of the Internal Revenue Code (except black lung benefit trust or private foundation)

The organization may have to use a copy of this return to satisfy state reporting requirements

A For the 2005 calendar year, or tax year beginning 10/01, 2005, and ending 09/30/2006

B Check if applicable: ☐ Address change ☐ Name change ☐ Initial return ☐ Final return ☐ Amended return ☐ Application pending	C Name of organization THE ASIA FOUNDATION	D Employer identification number 94-1191246
	Number and street (or P.O. box if mail is not delivered to street address) Room/suite 465 CALIFORNIA STREET, 9TH FLOOR	E Telephone number (415) 982-4640
	City or town, state or country, and ZIP + 4 SAN FRANCISCO, CA 94104	F Accounting method: ☐ Cash ☒ Accrual ☐ Other (specify)
	Please use IRS label or print or type. See Specific Instructions.	

Section 501(c)(3) organizations and 4947(a)(1) nonexempt charitable trusts must attach a completed Schedule A (Form 990 or 990-EZ).

G Website: ASIAFUNDATION.ORG

J Organization type (check only one) ☒ 501(c)(3) (insert no) 4947(a)(1) or 527

K Check here ☐ if the organization's gross receipts are normally not more than \$25,000. The organization need not file a return with the IRS, but if the organization chooses to file a return, be sure to file a complete return. Some states require a complete return.

H and I are not applicable to section 527 organizations

H(a) Is this a group return for affiliates? ☐ Yes ☒ No

H(b) If "Yes," enter number of affiliates **N/A**

H(c) Are all affiliates included? (If "No," attach a list. See instructions.) ☐ Yes ☒ No

H(d) Is this a separate return filed by an organization covered by a group ruling? ☐ Yes ☒ No

I Group Exemption Number

M Check ☐ if the organization is not required to attach Sch. B (Form 990, 990-EZ, or 990-PF)

L Gross receipts. Add lines 6b, 8b, 9b, and 10b to line 12 **100,942,565.**

Part I Revenue, Expenses, and Changes in Net Assets or Fund Balances (See the instructions.)

Revenue	1 Contributions, gifts, grants, and similar amounts received				
	a Direct public support	1a	43,775,564.		
	b Indirect public support	1b			
	c Government contributions (grants)	1c	51,950,362.		
	d Total (add lines 1a through 1c) (cash \$ 59,239,636. noncash \$ 36,486,290.)	1d	95,725,926.		
	2 Program service revenue including government fees and contracts (from Part VII, line 93)	2	3,766.		
	3 Membership dues and assessments	3			
	4 Interest on savings and temporary cash investments	4	60,977.		
	5 Dividends and interest from securities	5	337,597.		
		6a Gross rents	6a		
b Less rental expenses		6b			
c Net rental income or (loss) (subtract line 6b from line 6a)		6c			
7 Other investment income (describe)		7			
8a Gross amount from sales of assets other than inventory		(A) Securities		(B) Other	
		4,809,038.	8a	5,261.	
		b Less cost or other basis and sales expenses	8b	5,246.	
		c Gain or (loss) (attach schedule)	8c	15.	
d Net gain or (loss) (combine line 8c, columns (A) and (B))		8d	588,332.		
		9 Special events and activities (attach schedule) If any amount is from gaming, check here ☐			
	a Gross revenue (not including \$ of contributions reported on line 1a)	9a			
	b Less direct expenses other than fundraising expenses	9b			
	c Net income or (loss) from special events (subtract line 9b from line 9a)	9c			
	10a Gross sales of inventory, less returns and allowances	10a			
		b Less cost of goods sold	10b		
		c Gross profit or (loss) from sales of inventory (attach schedule) (subtract line 10b from line 10a)	10c		
	11 Other revenue (from Part VII, line 103)	11			
	12 Total revenue (add lines 1d, 2, 3, 4, 5, 6c, 7, 8d, 9c, 10c, and 11)	12	96,716,598.		
	Expenses	13 Program services (from line 44, column (B))	13	82,779,532.	
14 Management and general (from line 44, column (C))		14	6,720,947.		
15 Fundraising (from line 44, column (D))		15	214,544.		
16 Payments to affiliates (attach schedule)		16			
17 Total expenses (add lines 13 and 14, column (A))		17	89,715,023.		
18 Excess or (deficit) for the year (subtract line 17 from line 12)		18	7,001,575.		
19 Net assets or fund balances at beginning of year (from line 73, column (A))		19	25,083,677.		
20 Other changes in net assets or fund balances (attach explanation) STMT.1		20	410,339.		
21 Net assets or fund balances at end of year (combine lines 18, 19, and 20)		21	32,495,591.		

For Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice, see the separate Instructions.

Form 990 (2005)

Part II Statement of Functional Expenses

All organizations must complete column (A). Columns (B), (C), and (D) are required for section 501(c)(3) and (4) organizations and section 4947(a)(1) nonexempt charitable trusts but optional for others. (See the instructions.)

Do not include amounts reported on line 6b, 8b, 9b, 10b, or 16 of Part I		(A) Total	(B) Program services	(C) Management and general	(D) Fundraising
22	Grants and allocations (attach schedule)				
	(cash \$ 17,378,151, noncash \$)				
	If this amount includes foreign grants, check here ☐	17,378,151.	17,378,151.	STMT 2	
23	Specific assistance to individuals (attach schedule)				
24	Benefits paid to or for members (attach schedule)				STMT 3
25	Compensation of officers, directors, etc.	1,423,089.	641,629.	724,363.	57,097.
26	Other salaries and wages	15,406,109.	13,185,318.	2,170,695.	50,096.
27	Pension plan contributions	1,336,203.	830,136.	506,067.	NONE
28	Other employee benefits	3,496,877.	2,957,499.	482,119.	57,259.
29	Payroll taxes	2,260,122.	1,556,985.	703,137.	NONE
30	Professional fundraising fees				
31	Accounting fees	134,808.	31,141.	103,667.	NONE
32	Legal fees	107,562.	42,607.	64,955.	NONE
33	Supplies	1,064,927.	868,879.	191,182.	4,866.
34	Telephone				
35	Postage and shipping				
36	Occupancy	3,579,947.	3,188,928.	380,480.	10,539.
37	Equipment rental and maintenance	1,542,953.	1,417,792.	121,588.	3,573.
38	Printing and publications				
39	Travel	4,136,529.	3,768,767.	364,926.	2,836.
40	Conferences, conventions, and meetings	1,666,865.	1,275,832.	388,197.	2,836.
41	Interest				
42	Depreciation, depletion, etc. (attach schedule)	274,905.	274,905.		
43	Other expenses not covered above (itemize)				
a	PERSONNEL - MOVING EXPENS	277,731.	266,217.	11,514.	NONE
b	GENERAL INSURANCE	189,333.	119,097.	70,167.	69.
c	EXCHANGE RATE GAIN	-75,670.	-13,047.	-62,623.	NONE
d	PUBLIC RELATIONS	122,530.	NONE	122,530.	NONE
e	DISTRIBUTION OF BOOKS	29,658,117.	29,658,117.	NONE	NONE
f	PROFESSIONAL FEES	491,089.	87,733.	377,983.	25,373.
g	SUBCONTRACTS & ODC	5,242,846.	5,242,846.		
44	Total functional expenses. Add lines 22 through 43 (Organizations completing columns (B)-(D), carry these totals to lines 13-15).	89,715,023.	82,779,532.	6,720,947.	214,544.

Joint Costs. Check ☐ if you are following SOP 98-2.Are any joint costs from a combined educational campaign and fundraising solicitation reported in (B) Program services? ☐ Yes ☒ No

If "Yes," enter (i) the aggregate amount of these joint costs \$ _____, (ii) the amount allocated to Program services \$ _____,

(iii) the amount allocated to Management and general \$ _____, and (iv) the amount allocated to Fundraising \$ _____.

11. 事例⑥ NPO格付け団体 チャリティ・ナビゲーター／Charity Navigator

Charity Rating

The Asia Foundation
465 California Street
9th Floor
San Francisco, CA 94104
tel: (415) 982-4640
fax: (415) 392-8863

Mail donations to:
P.O. Box 193223
San Francisco, CA 94119

Contact Email
Visit Web Site

Page Tools

Add to My Charities
Print this page
E-mail this page

Donate To This Charity

The Asia Foundation has
chosen to opt-out of receiving
donations through Network for
Good.

Learn more about Charity
Navigator's partnership with
Network for Good.

Amnesty International USA
Five Penn Plaza
New York, NY 10001
tel: (212) 807-8400
fax: (212) 627-1451

Contact Email
Visit Web Site

Page Tools

Add to My Charities
Print this page
E-mail this page

Donate To This Charity

Click the button below to make
a donation to **Amnesty
International USA.**



Learn more about Charity
Navigator's partnership with
Network for Good.

(www.charitynavigator.org)

The Asia Foundation

Working to build a peaceful, prosperous, just, and open Asia



CHARITY NAVIGATOR
Your Guide To Intelligent Giving

Current Rating

Historical Data

Rating

Overall Rating

★★★★★
(61.21)

Organizational Efficiency

Program Expenses	92.2%
Administrative Expenses	7.4%
Fundraising Expenses	0.2%
Fundraising Efficiency	\$0.00

Efficiency Rating

★★★★
(39.10)

Organizational Capacity

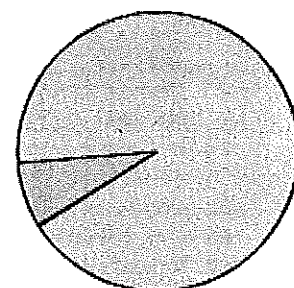
Primary Revenue Growth	17.7%
Program Expenses Growth	7.1%
Working Capital Ratio (years)	0.26

Capacity Rating

★★★
(22.10)

Charts

Expenses Breakdown



■ Program Expenses
■ Administrative Expenses
□ Fundraising Expenses

Amnesty International USA

Action for human rights, hope for humanity

Current Rating

Historical Data

Rating

Overall Rating

★★★
(47.30)

Organizational Efficiency

Program Expenses	75.8%
Administrative Expenses	2.6%
Fundraising Expenses	21.4%
Fundraising Efficiency	\$0.23

Efficiency Rating

*
(24.86)

Organizational Capacity

Primary Revenue Growth	7.4%
Program Expenses Growth	4.9%
Working Capital Ratio (years)	0.56

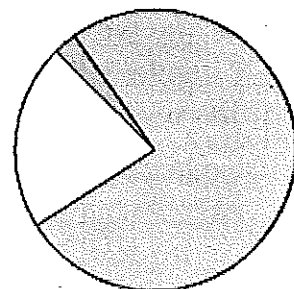
Capacity Rating

45

★★★
(22.44)

Charts

Expenses Breakdown



■ Program Expenses
■ Administrative Expenses
□ Fundraising Expenses

12. 事例⑦ NPO格付け BBB Wise Giving Alliance/ Give.org

(<http://www.give.org>)



Evaluation Conclusions

Africare does not meet the following Standard for Charity Accountability.

Standard 3 : Frequency and Attendance of Board Meetings - An organization shall have a minimum of three evenly spaced meetings per year of the full governing body with a majority in attendance, with face-to-face participation. A conference call of the full board can substitute for one of the three meetings of the governing body. For all meetings, alternative modes of participation are acceptable for those with physical disabilities.

- The organization does not meet this Standard because it reports that it held two (2) meetings of the board of directors during its last fiscal year, and the average attendance at the meetings was 41%.

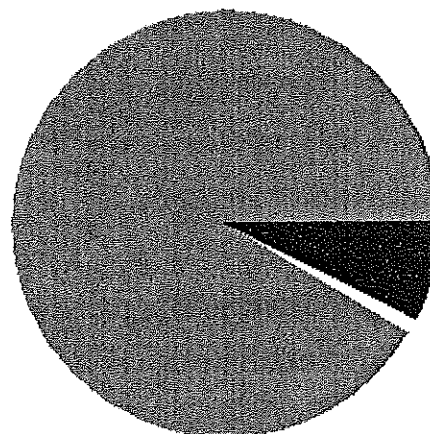
Africare meets the remaining 19 Standards for Charity Accountability.

Financial

Source of Funds

Government grants (U.S. and foreign)	28,841,994
Donated services and materials	7,330,441
Contributions and other	6,442,865
Foundations and trusts	2,694,377
Investment income	1,669,835
Miscellaneous income	1,668,037
Special events	977,639
Combined Federal Campaign	165,349
Membership	13,700

Total Income **\$49,804,237**



■ Programs

□ Fund Raising

■ Administrative

□ Other Expenses

Program expenses \$46,022,193

Fund raising expenses 604,506

Administrative expenses 3,746,551

Total expenses

\$50,373,250

2006年(平成18年)9月22日(金曜日)

NPO 認証
口利き 疑惑

内閣府を家宅搜索

福岡県警 魚住議員関与、解明へ

福岡県警が出資法違反
容疑で捜査している資産
運用コンサルティング会
社「エフ・イー・シー」
(福岡市)の関連団体に
ついて、九州出身の国会
議員が特定非営利活動法
人(NPO法人)の認証
を内閣府に働きかけたと
される疑惑で、県警は二
十一日、出資法違反事件
の関連先として内閣府を
家宅搜索し、関係資料を
押収した。県警は、認証を働き掛
けた口利き行為が、あっ
せん利得処罰法に抵触す
る疑いがあるとみて解明
を進める。
働きかけたとされる国
會議員は、熊本県出身で自民党の魚住汎英参院議
員(66)の比例代表。関
係者によると内閣府では
同議員から繰り返し働き
かけを受け、やり取りや
対応を記したメモを作成
していたという。県警は
これらのメモを押収した月、魚住議員の事務所名
義の口座に「パーティー
券購入」名目で計二百数
十万円振り込んでいた。
関連団体は認証を得て
いないにもかかわらず資
料などに「NPO法人」
と記載、セミナーなどで
エフ社への出資を勧誘。
県警は六月に同社と併せ
て家宅搜索し、内閣府はもようだ。
魚住議員は、エフ社の
関連団体がNPO法人認
証を内閣府に申請してい
た今年春、数回にわたっ
て同団体を認証するよう
内閣府の担当職員に要
請。議員会館の事務所に
職員を呼び出したことも
あったという。同月、同団体を不認証と
する決定をした。
魚住議員の事務所では
口利き行為などについて
「議員が不在で、対応で
きない」としている。打撲の跡があった。司法
解剖の結果、死因は外傷
性ショックだったが、致
命傷とみられる傷はなか
った。県警は、断続的に
拘束が繰り返されたこと
が、死亡につながった可
能性があるとみている。名古屋・引きこもり支援団体の寮
手足を拘束? 26歳死亡引きこもりなどの若者
らを支援するNPO法人
「アイ・メンタルスクー
ル」の名古屋市北区の寮
で入寮者の無職男性(26)
が死亡する事件が18日あ
った。愛知県警の調べで
は、男性は断続的に何らかの道具を使って手足を
拘束されるなどしていた
疑いが強く、県警は職員
らから事情を聴くなどし
て、逮捕監禁致死容疑な
どで調べている。男性は東京都世田谷区
に住んでいたが、14日、
家族が入寮させた。たび
たび暴れたり職員に暴力
を振るったりし、職員ら
が押さえていたという。男性は18日朝、1階の
大部屋でぐったりしてい
るのが見つかり、病院で死亡が確認された。両手
足などに多数のすり傷や死亡が確認された。両手
足などに多数のすり傷や

2006年(平成18年)4月22日 土曜日

2005年(平成17年)7月30日(土曜日)

募金詐欺初の立件

総額4千万、容疑者再逮捕

大阪府警

任意団体「NPO緊急支援グループ」による職業安定法違反事件で逮捕、起訴された実質代表者の横井清一被告(34)が、難病の子どもの支援などと装って通行人から集めた街頭募金約2000万円をだまし取ったとして、大阪府警捜査2課は29日、横井容疑者を詐

欺容疑で再逮捕した。同グループが不正に集めた募金は総額4000万円にのぼり、横井容疑者は一部を風俗店での遊興費などに使っていたという。不特定多数を被害者にして「詐欺募金」を立件したのは全国で初めて。捜査2課は、残る約2000万円についても

詐欺容疑で追及する。

調べでは、横井容疑者は昨年11月4日、大阪市中央区の路上で、男性から寄付金6000円をだまし取ったほか、同年10月21日、12月22日、大阪、神戸、京都3市の繁華街などで、虚偽の求人広告で集めたアルバイトを使

い、不特定多数の通行人から計2013万8558円をだまし取った疑い。横井容疑者は「アルバイトを雇って2000万円以上の募金を集めたが詐欺にはならない」と容疑を否認している。

使途は、①アルバイトなどの人件費②団体寄付③グループ側近への報酬で、横井容疑者は集めた募金総額4000万円のうち半分を私的に流用したという。横井容疑者は募金以外に収入がなく、募金を生活費やキャバクラ店などで遊ぶ費用に充てていたらしい。

【江畑佳明】

河北新報 2006年1月26日(木)

福島NPO元理事

公益信託基金

30万円も着服

福島市のNPO法人「ふくしまNPOネットワークセンター」で、市などからの事業委託金約二百万円を着服した元理事の男性が、幹事を務めていた「ふくしまNPOネットワーク」でも福島県の「公益信託ふくしま基金」約三十万円を着服していたことが二十四日、分かった。

基金は二〇〇一年の「ふくしま未来博」の剰余金を原資とし、社会貢献活動を行う個人、団体に助成を行う目的で、県と三菱UFJ信

託銀行が〇三年四月創設した。NPOネットワークは、県内のNPO関係者で構成し、基金のPR活動などを行っていた。

県などによると、男性は、ネットワークが〇三年七月に基金PRのホームページとビデオ製作のため基金から約六十五万円の助成を受けた際、ビデオを作らず、製作費約三十万円を着服した。

県は「民間の自主的な活動を支援するため、助成先の選定なども民間の運営委員に任せるシステムをとっており、着服を把握できなかった」と説明している。